

# 延享度曹洞宗本末牒が作成されるまで ——僧録司可睡斎とその配下大洞院門中の寺院をとおして——

鈴木 哲雄

## 第1節 徳川氏の寺社政策と可睡斎

### 1. 戦国大名徳川家康時代の可睡斎と等膳

#### (1) 可睡斎寺史の由緒書と年譜の信憑性について

天正10年6月、駿・遠・三・甲・南信の五カ国の大名となった徳川家康は、翌11年11月28日、可睡斎等膳を駿・遠・三の3国と豆州の僧録司に任命した<sup>1)</sup>。

『可睡斎史料集第一巻』の可睡斎歴代年譜によれば、等膳は当寺11世で、もとは伊勢国笛島妙見斎（現、三重県伊勢市、廃寺）に住していた。元亀3年（1572）11月、浜松城において家康に可睡斎（袋井市久能）の住職を命じられ、天正11年11月28日には浜松城で駿・遠・三並びに豆の僧録職を命じられた。天正18年5月21日に示寂した、とある。

また可睡斎の由緒については、同書に「可睡斎起立并開山中興之由来略記」というものがある（以下「開山中興之由来略記」とする）。これは可睡斎27世教寂芸訓が可睡斎を退いた直後の元禄13年春（1700）、江戸出府中に書き表したものである。この「開山中興之由来略記」の最後部には、「可睡斎は延宝・天和の間（1673～84）に火災に遭い、当山縁起が灰尽に帰したため由緒が不明になってしまった。先哲の法忠を留めようとして、あるいは門葉に、あるいは檀越に求め、また諸譜録に求めたが滄海の一粟のみであった。後人が精補して万世に伝えら

れる事を願う」と記して、以下のことがのべられている。いま可睡斎住職等膳に関する由来を記す。

可睡斎は、<sup>(ママ)</sup>恕仲が大洞院を開山する前に旧棲したところを、永正年中（1504～21）、大路一遵が師の大年を開山として、自らは2世となつて再興した。

当国一雲斎は（磐田郡豊岡村下野辺）、真巖が恕仲を開山として開いた所である。真巖、川僧のあと、真巖一派の輪番所となった。ところが天正年中（1573～92）、家康は可睡斎11世等膳に、可睡斎は恕仲初開の地であるから、一雲斎から可睡斎に恕仲の世牌を移すよう命じた。また一雲斎は等膳の隠居所でもあるから、家康の命によって、やむを得ず、恕仲、真巖、川僧の三牌を可睡斎に移した。それ以後可睡斎は大洞六派の頂顛となった。等膳が一雲斎に隠居していたとき、家康は諸堂をことごとく落成させ、等膳を一雲斎の中興開山とした。その後、禅易、宋山と相続して、一雲斎は可睡斎の末寺となった。

等膳は尾州 笹島の人で、石橋氏の末裔である。天文4年（1535）、家康の父、松平広忠は、伯父の信定に攻められ、岡崎城から逃げ出した。家臣の阿部大蔵そのほか6・7人が従って、 笹島妙見斎に両月潜み、その後、石橋氏一族や等膳らに伴われて勢州神戸（鈴鹿市）に送られた。

天正年中、等膳が可睡斎に住持していた時、家康は浜松城にいた。家康は築山御前の怨霊に苦しみ、等膳に速やかに怪鬼を降伏させるよう命じた。そこで等膳は禅易・宋山の二弟と共に寝殿に止まり、一夜禪定修法によって調伏した。そのためますます等膳の名声が高まり、その後、駿・遠・三と豆の修善寺一派の僧録を命じられた。家康が中泉亭（家康の御殿のこと、江戸時代初期まで現磐田市御殿にあった）に来たときは、毎度家康に招かれていた。また等膳は大洞院再建のため、家康の許可を得て駿・遠・三・甲・信の5州に勧化し、諸堂が造営されていった。ただし山門・経堂は等膳のとき造営された。

慶長年中（1596～1615）、中泉亭において家康は、松平右衛門大夫に等膳・禅易・宋山の安否をたずねさせると、宋山は伺候して、等膳・

禪易はすでに示寂したことを伝えた。そこで家康はこの二人の死を悼んで禅師号を贈った。以上が開山から等膳に至るまでの「開山中興之由来略記」による可睡斎の由緒である。

「開山中興之由来略記」および年譜では、等膳は可睡斎11世になっているが、初期の可睡斎文書を見ると、等膳の可睡斎世代は11世ではない。

徳川家康は可睡斎等膳を駿・遠・三・豆の僧録司に命じたとき、一雲斎の世牌を可睡斎に移させた。そこで可睡斎の世代は如仲・真巖・川僧・大年・大路（実質開山）となった。

「龍泉源皎歴志」<sup>2)</sup>には「大宝寺古昔牌曰可睡八世当寺開祖土峯山和尚禪師、其二代則良盈也、詳于彼靈簿也」とあって、土峯山和尚、つまり宋山は可睡斎8世（後に13世に配される）となっていた。ただし延享度本末牒では、大宝寺は等膳が開山になっている。可睡斎は等膳のあと、禪易、宋山と世代が続いていることから、慶長年中ころは可睡斎等膳の世代は6代であったはずである。

元和六年（1620）12月6日、可睡斎12世（年譜では15世）道中雲達が 笹島妙見斎に宛てた書状の写し<sup>3)</sup>に

「妙見斎之儀、当寺八代等膳大和尚御開山処、別而木像安置候条、洗面御茶湯日々之御仏餉如当寺可仕候、其故仙麟和尚 相国様仁機嫌於結被成候、殊仁者又、相国様御親父道感様（松平広忠道幹）一乱之砌、從 笹島勢州河崎江、石橋之先祖退申由來、拙僧仁茂寅ノ正月六日ニ直ニ御着被成候間、誰哉之御方御知行被成候共、末代迄茂、於寺内、山林竹木殺生狼藉堅禁制可仕者也、若違背之方就有之者、其人之名字を聞届、此方へ可被申越候、為後日如此ニ候、

可睡斎十二世 道中雲達在判」

とあることから、元和6年のときには等膳は8代と変わっていた。また上記より等膳が 笹島妙見斎の開山であること、石橋の先祖と家康の父親（松平広忠）との関係も明らかである。

また可睡斎松頓が慶安2年（1649）2月に寺社奉行所に宛てた「口

上書控<sup>4)</sup>に、「権現様可睡斎八代等膳に御帰依之由緒御座候ニ付、十代宋山を被召出僧録被仰付、(下略)」とあることから、可睡斎には当時、家康が等膳に帰依していた由緒が伝わっていたこと、またその縁で可睡斎10代宋山が僧録に命じられたことを示している。等膳の世代はこのときも8代であった。

ところで、『豊岡村史資料編一近世』（平成4年刊）には、一雲斎文書として年次不詳ではあるが、次のようなものがある。

「 内証之覚 一雲斎当斎末寺相定候書付也

元亀三年壬申年一雲斎炎上ス、次ニ天正元年ヨリ九年辛巳年迄退転ス、此時可睡斎真巖之道場ニ究也 権現様遠州浜松ニ御在城之御時也

跡を再興シテ同十年ニ可睡斎十一代等膳和尚隠居ス、是一雲斎独住之初也、次ニ可睡斎十二代禪易隠居ス、次ニ十三代宋山隠居ス、右之宋山一雲之六代目也、夫々以来一雲斎今十一代迄末寺ニ相究住持申付也

一永禄（十二年ニテ終）九年ニ 権現様浜松へ御入国也、次ニ元亀ハ三年ニテ終、次ニ 天正十八年庚申ノ年小田原落居、 権現様此時関東へ御入国也

一天正十年一雲斎再興ヨリ以来八十年余、等膳遷化ヨリ今年迄七十三年ニ成

（以下記述中断）」

ここではじめて等膳は11世となった。この文書は天正10年（1582）から80年余りのち、また等膳が示寂したとされる天正18年（1590）より73年後に書かれていることから、これを書いたのは1662年または63年（寛文2・3年）のことである。

この文書は、可睡斎が一雲斎を末寺に決定したときに、可睡斎から一雲斎に渡した「内証之覚」であるため、宛て名も、年月日も、差出人の記名もないと考えられる。家康が浜松に入国したのは、文書では永禄9年になっているが、実際は永禄11年12月のことであるから、文

書の内容は必ずしも事実を伝えたものではない。

以上のことから、可睡斎の世代が確定したのは、1649年以後1662・3年までの間と判明する。

可睡斎寺史の歴代年譜を見ると、等膳は元亀3年（1572）11月に家康の命をうけて可睡斎に進山したとある。しかしその直前の10月28日、可睡斎には武田方の禁制<sup>5)</sup>が出されていた。遠江の可睡斎周辺は、この後しばらく武田方の勢力に押されていたようである。しかし天正3年（1575）の長篠の合戦で家康・信長方が勝利すると、久野周辺はほぼ家康方の勢力下に入った<sup>6)</sup>。しかし元亀3年11月ころは、久野周辺は武田方の勢力下だったのである。そんな状況下で、家康は久野氏の菩提寺の住職に、等膳を命じるようなことができただろうか。

年譜では、等膳は天正18年（1590）5月28日示寂、一株禪易は天正18年9月に台命を請けて可睡斎に進山、慶長3年（1598）4月11日に示寂している。先の「可睡斎起立並開山中興之由来略記」によれば、家康はこのふたりがいつ亡くなったか知らなかったという。しかし可睡斎は駿・遠・三・甲・信の家康領国時代の僧録所であり、僧録は家康の外護の特別に厚かった等膳であった。まだ関東に移封される前の天正18年5月の段階で、等膳が示寂したとすればそれを知らなかったとは考えられない。また禪易が天正18年9月に台命をうけて可睡斎に進山したあるが、家康はその前、8月には関東に移っていた。

また禪易は慶長3年に示寂とあるが、慶長8年（1603）4月11日、秋葉寺（周智郡春野町領家）の住持光達の焼香をしている<sup>7)</sup>ことから、まだこのときは示寂していなかった。家康は慶長年中、中泉御殿に何年ぶりかで訪れたときまで、等膳や禪易がいつ示寂したのか知らなかったということから、等膳の示寂の年も、年譜とは異なっている可能性もある。

以上からも分かるように、27世教寂の書き上げた「可睡斎起立並開山中興之由来略記」は、可睡斎の年譜とつじつまの合うように書かれたものであることが分かる。このため等膳や禪易などに関しても、可

睡斎在住のころのことさえもすべて年代があいまいとなっている。

以上をまとめてみれば、可睡斎の世代は、家康の命によって僧録所となつたとき、一雲斎の3代の世代を移して、開山如仲、2代真巖、3代川僧、4代大年、5代大路とした。そして等膳は可睡斎中興6代となつた。その後実質開山の大路一遵から等膳までの世牌については、近世初頭2代が追加され、その後本末関係を確定していった万治2年（1659）ころから次々と世牌を移され、寛文2・3年（1662・63）ころになって、現在みられるような歴代年譜が完成了。

27世教寂の書き上げた「可睡斎起立並開山中興之由来略記」は、可睡斎の歴代年譜に基づいて書かれているため、相互にあまり矛盾がなく、一見真実であるかのような錯覚を覚える。しかし歴代年譜そのものに信憑性がないことから、これでもって可睡斎の創建当初から江戸時代初期までの由緒を知るには十分ではない。以下その変化に至る経緯を述べたい。

## （2）等膳の足跡

以上みたとおり可睡斎の由緒書や年譜は、初期のころについてはほとんど正確なことを伝えていないと思われる。そこで他の文書等を見ながら等膳の足跡を探ってみたい。

『掛川誌稿』<sup>8)</sup>には永源寺（もと龍昌院、佐野郡各和村、現掛川市各和）の文書として年次未詳ではあるが次のようないいものが載っている。

「謹言上

今度各和肥州就貴寺之御借儀ニ大同院末寺龍昌院永衣渡置口彼寺  
ハ今河伊予守殿新建立ノ菩提所其上親父式部少輔御座候代々之寄  
進状堅衣成候殊更真岩派當持迄ハ四代ノ法孫到今法幢ノ地ニ御座  
候處檀方以非分曹洞宗也會下六派ノ尊宿衣成同意急度御上意工御  
申立可得御下知ノ旨ニ候以猶済家洞家者車ノ両輪外聞可然様ニ御  
遍札希所ニ此旨侍者御披露恐惶頓首

同 可睡斎 等膳

龍昌院 慶岳

進上 臨濟寺衣鉢閣下

」

文意は、各和肥州が臨濟寺からの借り入れの代として、大洞院の末寺である龍昌院を預けた。しかし龍昌院は今川伊豫守が新規建立した菩提所であり、肥州の父、式部少輔の位牌もある。また代々の寄進状もある。ことに真巖派の当住持まで、4代の法孫に伝えられてきた寺院である。檀那方の都合で曹洞宗の寺を臨濟宗にされるのは困るので、大洞院会下六派の尊宿の同意を得て、上意の下知を得るつもりであるから、その旨を臨濟寺にお知らせする、というものである。

永禄11年（1568）9月18日、氏真は龍昌院に院領を返付する旨の判物<sup>9)</sup>を出している。その文面は次のようである。

「 遠江国各和郷龍昌院領之事  
右、<sup>(各和)</sup>肥後守從先祖寄進状為明鏡之処、寺領末寺并祖母被付置靈供田等、只今肥後守為人給、寺家及退転云々、条々非分之至也、（以下略）」

文意は、各和郷龍昌院の院領については、肥後守の先祖よりの寄進状も明らかであり、また寺領や末寺、また祖母が付置した靈供田もある。いま肥後守は今川氏の給人となって、寺も家も退転してしまった。道理に外れる事である、といって院領を龍昌院に返付するとした裁許状である。永禄12年の駿河国臨濟寺領の指出<sup>10)</sup>には、龍昌院の名は見られないで、『静岡県史資料編7中世三』に、この文書を返付の裁許状としているのは、当たっていると思われる。

上記の氏真の裁許状の内容と、先に記した臨濟寺宛の、年次不詳の慶岳と等膳の訴状は関連していることから、この訴状は永禄11年9月以前に書かれたものと思われる。このころ大洞院は既に六派に固まっていたようである。

年次不詳の文書ではあるが、前後の状況から、永禄11年以前、可睡斎には等膳が住持していたことがほぼ確定される。ちなみに慶岳については、永禄7年（1564）3月18日に原頼延より龍昌院慶岳に宛てた寺領の寄進状<sup>11)</sup>があるので、当時も龍昌院に住持していたとみて間違

いないだろう。

太源派本寺は中世は越前龍沢寺（福井県坂井郡金津町）だった。以下、『越前龍沢寺史』（昭和56年刊、龍沢寺発行。）や『日本佛教史II 中世編』（昭和42年刊、法藏館発行）によると、天正元年（1573）8月、織田信長は越前の朝倉氏を攻略した後、越前国内の寺社・豪族・村々へ禁制や安堵状を出して民心の安定をはかった。しかしその後、天正2年正月から一向一揆の残徒が立ち上がり、越前は瞬く間に一向一揆の手中に帰した。一揆の総大将下間筑後法橋は、越前の本願寺領国下を図り、自ら越前の守護と称して、同年2月20日には龍沢寺に安堵状も出した。

天正3年8月、織田信長は一向一揆の撲滅のため大軍を率いて三度越前に攻め入り、一揆の残徒を捕らえて大量の虐殺を行った。神社仏閣も焼き払われた。

天正3年9月、龍沢寺に対して信長の家臣、柴田勝家の「定」が出され、逃散した寺僧や門前の住民に還住を命じている。

『越前龍沢寺史』には、「惣国中の寺庵は先期の如く一行出されたが、龍沢寺ばかりはまだ何も出されていない」と、龍沢寺の寺領返還のため、諸末寺中に奉行衆に訴えるよう呼びかけた、年次不詳2月5日付の4名の連署状が載せられている。この4名は大洞院恵繁（周智郡森町橋）・善久院宗立（三河戸田氏の菩提寺、全久院、豊橋市東郷町）・一雲斎等全（膳）・増善寺宗佐（今川氏親の菩提寺、静岡市慈悲尾）・可睡斎善達である。龍沢寺前住帳によれば、78世易翁賢の欄に、「天正三年八月二十九日、信長方二番ニ打入ノ時、七堂伽藍回禄也、境地貳拾五石所寄進、天正四年臘月八日ニ伊州ノ礼門中ノ代ニ天聰」とある。

大洞院住山記（『森町史資料編二古代・中世』平成六年発行）は入山した年が記されているが、一部住持の記録のない年もある。天正2・3年も記録がない。しかし天正4年以後に恵繁の名前がないことと、龍沢寺の住山記の内容と、4名の連署状の内容が共通であることから、この4名の連署状は天正4年2月5日のことと判明する。このとき等

膳は一雲斎の住持で、可睡斎は善達だったのである。

天正5年、等膳は大洞院に輪住している。

天正9年3月7日付「越前龍沢寺再建勧化帳」（前掲書所収）があるが、これをみると、主として遠州・三州の寺院が勧化している。このとき、積雲院（袋井市友長）は遠州可睡隱居洞全和尚となっている。洞全とは等膳のことである。積雲院の勧化は三河大澤寺（竜溪院のこと、岡崎市桑原町）当住慈光寺（八名郡中宇利村）宗恩、泉竜院（新城市豊栄）当住善久院宗龍と同額の2貫文と、他の寺院に比較して断然多い。可睡斎は50疋、一雲斎は何も勧化していない。

「龍沢寺輪住帳」は天正2年78世の輪番で終わっている。戦乱で七堂伽藍を失った太源派の本寺越前龍沢寺の管理は、天正5年からは可睡斎に移っていたのではないだろうか。『越前龍沢寺史』には、可睡斎所蔵として「平田山龍沢寺住山記写」が載せられている。それによれば、天正5年の79世から天正9年の83世まで輪番が行われ、それ以後江州洞寿院・越前龍雲寺・同州福聚寺の3カ寺で5年ずつの輪住制となつた。

龍沢寺のある越前北ノ庄は、天正11年、織田信長の有力家臣だった柴田勝家が豊臣方に滅ぼされたため、豊臣方の領地となつた。

同年11月、等膳は家康から駿・遠・三・豆の僧録を命ぜられた。このときから大洞院は名実ともに太源派の本寺と位置付けられるようになったと思われる。

天正13年6月26日、および7月1日、同月10日と、浜松城に在城していた家康を松平家忠が見舞っている。このときの家康の病状を、家忠は「殿様御煩惱候」<sup>12)</sup>と「家忠日記」に記している。

これ以外に「家忠日記」の中で家康が煩ったと記されているのは、信康が自害した天正7年9月15日より少し前の9月2日のみであることから、等膳が禪易と宋山の弟子とともに家康の煩惱を解脱せしめたとするのは、天正13年のときのことではないかと思われる。「竜泉源皎歴志」には年次未詳だが、師弟3人修禪加持すること7日間にして

築山殿の怨霊が氷解したとある。

天正16年正月11日、等膳は積雲院の住持に、家康の命として他派僧を入れない事を定め、是相を積雲院の始住とする旨の置文<sup>13)</sup>を書いている。

天正16年、大洞院住山記によれば、この年に僧堂・山門が等膳によって建立された。

### (3) 僧録司等膳起用の理由とその後

等膳は先に記した理由により、永禄11年（1568）ころには可睡斎に住していたと思われる。永禄11年12月、今川氏攻略のため家康は遠江に侵攻した。このとき家康方に味方した遠江の武士も多かった。しかし「家忠日記増補追加」<sup>14)</sup>によれば、それ以前「四月大、遠州二股（二俣、天竜市）ノ城主二股左衛門尉及ヒ高藪（高蔵カ、浜北市）ノ浅原・須田寺（頭陀寺、浜松市）ノ松下各降ヲ乞テ、大神君ノ麾下ニ属ス、又久野ノ城主（袋井市久野）久野三郎左衛門尉宗能モ、今川ヲ叛テ、大神君ノ麾下ニ属シ、軍忠ヲ励ント欲ス」とあって、久野氏は天竜川東岸でいち早く家康に属していた。恐らく、等膳が説得したものと思われる。

今川氏が滅び、遠江は家康の勢力下になったと思われたが、その後元亀3年（1572）、久野周辺は武田氏に攻められ、可睡斎も武田方の禁制が出されるに至った。このとき等膳は勢州 笹島妙見斎に避難していたのではないだろうか。

天正3年（1575）ころ、久野周辺も徳川方に取り戻されると、家康は可睡斎に他の僧が入山してしまわないうちに、急いで 笹島妙見斎から等膳を呼び戻したのではないだろうか。これが後に家康の命で、元亀3年に可睡斎に進山したと伝えられる所以になったと考えられる。

家康は等膳の功に報いるため真巣派の本拠地、一雲斎再興の援助をした。そして一雲斎の再興がなって、等膳に積雲院を隠居所として与えた。『遠江国風土記傳』<sup>15)</sup>によれば、積雲院は、建久元年（1190）10月、源頼朝が上洛のついで、兄朝長の菩提のために建てられたもので、

15世紀前後、無著派雲巖寺洞巖の三弟空山洞が中興したという。

天正10年6月、京都本能時の変における信長権力の倒潰による分国の動搖を契機に、家康は甲斐計略に乗り出し、続いて翌年には南信濃一帯を手中に収めることに成功した<sup>16)</sup>。一躍、駿・遠・三・甲・信の大名になった家康は、領国の曹洞宗の統制に乗り出すため、同11年11月28日、一雲斎の世牌を可睡斎に移して、可睡斎を真巖派の門首となし、可睡斎隠居等膳に僧録を命じた。その理由は、可睡斎が大洞院に近いという地の利や、家康の等膳への信頼が厚かったためであるのはもちろんあるが、そのころにはすでに等膳の名声は僧・俗ともに絶大であったためと思われる。

天正13年、浜松城における等膳らの修禪加持は、家康の頑固な煩惱を氷解させた。そのため家康や家臣らの等膳への帰依が一段と強まったことは想像される。

等膳が僧録として活躍したのは、家康が駿・遠・三と甲・信を合わせて5カ国の戦国大名の時のことである。等膳が家康から託されたことは、これら領国内の寺院の僧侶の任命権等を通して寺院の掌握にあつた。しかし等膳が僧録として実際に何をしたかは不明である。

天正18年8月、家康は駿・遠・三の3国の大名から関八州の大名になった。関東に移った家康は、関東領国の僧録に大中寺の柏堂宗淳を任命したといわれる（『国史大辞典第8巻』吉川弘文館）。

このとき駿・遠・三の3国には豊臣方の大名が入封した。徳川氏の僧録可睡斎が、そのまま豊臣方の僧録所として機能していたとは考えにくい。

全国制覇を成し遂げた家康は、慶長17年（1612）、等膳の僧録所であった可睡斎を再び僧録所とするため、可睡斎宋山を新たに僧録に任命した。

## 2. 江戸幕府初期の可睡斎僧録宋山と板倉勝重（家康から秀忠の時代）

関ヶ原の戦いに勝利した家康は、駿・遠・三に再び徳川氏の家臣を入封させた。この直後から遠江では、ほぼ全域にわたって寺社領安堵が行われた。比較的寺社領の多い所は改めて慶長8年（1603）に朱印状を出した。しかし慶長8年の朱印状は、遠江では豊田郡・山名郡・佐野郡が多く、榛原郡では石雲院のような大寺でも朱印状が出されていない<sup>17)</sup>。

慶長16年（1611）2月5日、大洞院は徳川幕府の命を受け、大洞院六派衆評をもって、「大洞院法度」<sup>18)</sup>を書き上げた。ここに連判署名していた寺院と住持名は、喜山派当山現住全威・真巌派可睡斎恵策・不琢派雲林寺是安（周智郡森町中川）・石叟派崇信寺順易（周智郡森町飯田）・物外派海藏寺正連（袋井市堀越）・大輝派最福寺是寅（掛川市幡鎌）だった。大洞院現住全威は、大洞院住山記をみると喜山派心岳寺（藤枝市谷稻葉）となっている。延享度本末牒では石雲院孫末林叟院（焼津市坂本）末寺である。

慶長17年5月28日、幕府は大洞院に「天下曹洞宗法度」を下した。この最後の条には

「一為末山背本寺掟事、  
右条々若於此旨者可寺中追放者也」

と書かれていた。

この法度は可睡斎隠居全生寺宋山が受け取った<sup>19)</sup>。

「天下曹洞宗法度」が発せられると、宋山は6月7日、某寺隠居あてに書状を出した。それには、法度の写しを送るのでその写しを其国三カ寺の本寺に持つて行き、法度の趣を堅く仰せ付けるように、そして三河だけでなく隣国、上方、並びに甲州・信州方面にも、写しを書き送ること。家康には貴寺が肝煎りであること、最明寺（西明寺のこと）にもつぶさに伝えたとしたためている。

6月22日、恕孫からの返事に、法度のことについては、当国三カ寺

の本寺門中にも申し届けたこと、拙僧に隣国・上方辺にも申し届けよとのことだが、ここ4・5カ年閑居の身であるから、門中に相談して少しも無沙汰のないようにすること、万端については最明寺が申し伝えるとある。

6月20日、板倉勝重は本光寺隠居あてに、次のような内容の書状を出した。去年曹洞宗の法度が出されたが、貴寺まですでに写が渡されていることを、駿府に出府して宗珊瑚和尚から聞いたこと。家康から諸宗出家作法について厳しく取り締まるよう言われたこと。宗珊瑚から、すでに本光寺をとおして法度の趣は三河から上方に申しつたえてあることを聞いた。御掟のことは勝重が命じられているので、掟に背く僧があったなら、必ず書き付けをもって家康に知らせること、その科によつては流罪もあるので必ず知らせること。

上記3通の書状<sup>20)</sup>は相互に関連があることから、宋山は「天下曹洞宗法度」が出されるとすぐに、書状を三河本光寺（額田郡幸田町深溝）隠居恕孫に宛てて出したものと分かる。恕孫は靈岩寺（渥美郡田原町）7代、本光寺では6代である<sup>21)</sup>。またここでいう三カ寺の本寺は竜溪院を指す。「三カ寺」のうち2カ寺は、竜溪院の末寺で、輪住寺院の泉龍院（新城市豊栄）と長興寺（渥美郡田原町大字大久保）をさすと思われる。いま1寺はわからない。

板倉勝重（1564～1624）は三河松平一族の家来筋の土豪の出身で、幼いころ玉庵（靈岩寺6代、豊田市平芝町）について出家したが、父と兄が戦死したため天正9年（1581）還俗して家を継いだ。禪僧時は宗哲といった。家康に仕えてからは、駿府町奉行から江戸町奉行、その後京都所司代となり、寺社に関することも取り仕切った。勝重のあとは重宗が引き継いだ。

三河本光寺は深溝松平家の菩提所である。靈巖寺も本光寺も喜山派三河竜溪院（岡崎市桑原町）の門中である。深溝藩（現、額田郡幸田町）は松平忠利（家忠の息）が吉田藩（現、豊橋市）に移ったあと、寛永元年（1624）から板倉勝重系の重昌が藩主になった<sup>22)</sup>。板倉伊賀

守一門の菩提寺長円寺（西尾市貝吹町）の開山は、本光寺8代の仙麟長膳である<sup>23)</sup>。「龍泉源皎歴志」によれば、長膳は等膳の嫡子である。長膳はまた、宝飯郡五井村瓜子（豊橋市瓜郷町）満光寺の開山にもなっている。

西明寺（豊川市八幡町）は由緒書<sup>24)</sup>によると、永禄7年（1564）、徳川家康の鷺坂御陣のときに最明寺の当住快翁に功績があったため、慶長8年（1603）には御朱印20石を下付されたという。そのとき「最」を「西」に変えたという。さきの天正9年の「龍沢寺再建勧化帳」では喜山派門中で「西明寺」になっていた。延享度本末牒は、真巖派乾坤院の三門首の内の1寺になっている。

慶長19年9月21日、家康は宋山に雲巖寺を龍泉寺と改めさせた上で、35石の御朱印を下付した<sup>25)</sup>。

可睡斎13世土峰宋山は遠江豊田郡雲岩寺村（現、浜北市根堅）の雲巖寺に住し、次いで雲巖寺から可睡斎に進山したことになっている。雲巖寺は無著派豊後泉福寺の洞巖玄鑑によって明徳4年（1393）に開山された。『曹洞宗全書 史傳上』所収の「弘化系譜伝卷第三」には、真空禪師（無著妙融）の偈頌に「送洞岩玄鑑侍者趣遠州」というものがあるから、洞岩は雲巖寺の実質開山に間違いないだろう。「遠江国風土記伝」や「龍泉源皎歴志」によれば枝流が19カ寺あった<sup>26)</sup>。

大永4年（1524）4月9日、後柏原天皇は、遠江国雲巖寺了庵慧済に「法覺仏慧禪師」の勅謚号を贈っている<sup>27)</sup>。

龍泉寺については、明暦3年（1657）の柴本村百姓願書<sup>28)</sup>に、「洞巖和尚御遷化之後ハ、番持之寺ニ罷成、大宝寺（浜北市尾野）・覚恩寺（学園寺、浜北市高瀬）宝住寺（保寿寺、天竜市渡ヶ島）より、輪番ニ被成候故、他所之御知識申請候儀如何ニ存知、末寺之儀ニ候ヘハ、大宝寺を頼入候事も御座候ヘ共、四十年余以前ニ、權現様無着派御つぶし新岩派ニ被為成、可睡斎宗山和尚御隱居所ニ被置下シ、寺号龍泉寺ニ罷成候（後略）」とあって、開山以後は輪番で住持がなされていたようである。この文を読んだ限りでは、宋山が龍泉寺に住持していたか

は確認できない。しかし、「大宝寺を頼入候こともあれ共」とあることから、あるいは「龍泉源皎歴志」にも「大宝寺古昔牌曰可睡斎八世当寺開祖土峯山和尚禪師」とあって、宋山は大宝寺から龍泉寺に移住していたのかも知れない。その後可睡斎の住持に命じられたが、可睡斎隠居後はもとに戻ることができず、雲巖寺も龍泉寺と改名させられてしまったのだろう。

「龍泉源皎歴志」には、「雲板銘曰。大白山龍泉寺春鶴代。慶長二十一卯年六月。六所札云。住持真巖派春鶴代書之。元和九年三月」とあって、龍泉寺には慶長20年ころ（慶長は20年卯年まで）、満光寺2世（開山は仙鱗長膳、豊橋市瓜郷町）千巖舜鶴が住持していたようである。龍泉寺では月叟春鶴と称している。

満光寺は天正9年の「龍沢寺再建勸化帳写」には、喜山派で「三州瓜子ト云処也、当住遵諦和尚」となっているので、本来は仙鱗長禪が開山ではない<sup>29)</sup>。

宋山は、「龍泉源皎歴志」によれば最初、仙翁宗珊といった。総持寺住持歴代にも、天正15年9月14日仙翁宗珊とあることから間違いないと思われる。先の慶長18年の板倉勝重の書状にも「宗珊」と書かれている。また『掛川誌稿』p. 238では、「駿府政事録、慶長十七年正六日條云、……遠州可睡斎宗珊」とある。慶長17年6月7日の本人の書状には、「全生寺宋山」と書かれていることから、このころ「土峰宋山」と変えたと思われる。

慶長19年10月17日夜、雲巖寺と同門の、三河賀茂郡梁山村妙昌寺（豊田市王滝町）住職法屋が殺害された<sup>30)</sup>。そしてその直後に竜溪院門中の伝法寺（渥美郡田原町）一仲順法が住職に任命された。翌元和元年正月、新住職は駿府で妙昌寺中興開法を賞されている。板倉勝重は家康の命によって、同年8月には御朱印検地に関して、一仲あてに書状をだしている。

妙昌寺は家康の先祖親氏が開基となって、永享6年（1434）、豊後泉州寺無著妙融の法嗣、無染融了が開山している。家康は、まだ元康と

名乗っていた永祿4～6年（1561～63）ころの9月、妙昌寺に制札を掲げて保護している。慶長8年8月28日には朱印20石も下付している。慶長17年3月24日には、家康の命によって領主松平氏から永代寄進状も出されていた。

また駿州大草村天徳寺（島田市大草）はちょうどこのころ、源翁派から強制的に太源派に改派された<sup>31)</sup>。その証拠として大洞院門中喜山派林叟院（焼津市坂本）8代山齡を住持に請じ、賢仲を勧請開山に建てた。しかし「龍泉源皎歴志」や「豊後泉福寺記」によれば、天徳寺はもと深泉寺といい、無著妙融の法嗣、大通融士が開山していたのである。

このほか無著の法嗣の純白融參は、駿州富士郡に富士氏を檀越にして先照寺（富士宮市大中里）を開山したが、ここは近世は、通幻派のうちの甲斐国龍華院末となった。

元和元年（1615）7月、幕府は永平寺法度・総持寺法度を出して、全国の曹洞宗寺院をこの二つの本山に組み込ませた。

いささか記述が複雑になったけれども、この経緯を踏まえてみれば、幕府の曹洞宗の本山を永平寺・総持寺の2寺に絞るという方針が、宗門側にとっていかに大きな犠牲を強られたものであるかが分かる。

徳川幕府は将軍を中心とする強力な中央集権的封建体制の樹立を目指したが、仏教界に対しても、強い統制力を加えた。それが曹洞宗の本山を永平寺と総持寺の2寺に絞り、地方の本山格の切り捨てという形になって現れたのである。ただそれだけでなく、宗門の側にも宗我というか、いわば権力を行使することも多分にあったように思われ、このような現状に対して、後に卍山の宗統復古という形で覚醒を促したのであった。

元和3年、秀忠は寺社領に対し、家康の出した朱印状と同様に、寺社領を安堵する旨の継ぎ目の朱印状を出した。

元和6年（1620）正月25日、幕府は「曹洞宗法度」<sup>32)</sup>を出した。この法度の内容は慶長17年の「天下曹洞宗法度」とほとんど同じである

が、掟に背いた場合の寺中追放の文面が無くなっている。

寛永2年（1625）、可睡斎雲達は秋葉寺帰属のことと、浜松の二諦坊（真言宗当山派）と争っている<sup>33)</sup>。そのとき雲達が証拠として持ち出したのは、永禄12年（1569）に家康が秋葉寺別当光幡に与えた安堵状<sup>34)</sup>であった。雲達は、この安堵状によって可睡斎等膳は家康の意を受けて禅宗として再興した、と主張した。秋葉寺はこの争論の後、幕府老中連署をもって可睡斎末寺と決定した<sup>35)</sup>。

元和6年（1620）から寛永10年（1633）までの間、可睡斎がどのような働きをしていたのかは明確ではない。あるいはこの間にそれまで幕府が発行した各種の安堵状をもとに、寺院の再確認にあたっていたのではないだろうか。

### 3. 寺社奉行の設置と僧録司可睡斎の役割（家光時代）

寛永9年（1632）幕府は諸宗本山に末寺書上帳を提出させた。可睡斎は「曹洞宗遠州・駿州知識所之分・三河存候分計・伊豆太源派計」と「遠州曹洞宗小末寺帳」「駿州曹洞宗小末寺帳」の3冊<sup>36)</sup>を可睡斎存康の署名花押で提出している。これには年月日は記入されていないが、延享3年（1746）に可睡斎大梁が、崇信寺と洞慶院にあてた本末論争の申し渡し状に、「寛永十年之官庫帳ニ茂大洞院末寺首与有之」とあることから、寛永10年には書き上げられていたことが分かる。また、この書き上げが後の本末争論の裁許に重要な根拠となっていたことも示している。

寛永10年、可睡斎が幕府に差し出した末寺帳に書き上げられている寺院は知識所で、寺領のあるものだけである。その書き表し方は下記のような形式となっていた。

「大洞院 遠州周智郡橘村寺領無し 太源派之本寺  
大洞院末寺首  
可睡斎 遠州周智郡久野村 参拾五石 御朱印有  
大洞院末寺

全生寺 同国同郡粟倉村 貳拾石 御朱印有  
同門中  
一雲斎 同国豊田郡野部村 拾五石 御朱印有  
(中略)  
本寺  
普濟寺 法王派 永平寺末寺首 遠州敷知郡浜松 七拾石 御朱  
印有  
同門中  
稻荷山龍泉寺 同国長上郡飯田村 参拾石 御朱印有  
(中略)  
通幻派  
最乗寺末寺  
長源院 駿州有度郡山脇 貳拾石 御朱印有  
天真派  
得願寺 同国安部郡 参拾石 御朱印有  
同門中  
安養寺 同国有度郡小坂村 貳拾八石 御朱印有  
(下略)

」

このほかに、大徹派大興寺（榛原郡相良町西萩間）門中と、明法派即心寺（志太郡大井川町下小杉）門中の寺院が少しあった。

通幻派のなかには、最乗寺末寺と明確なものや、通幻派とだけ書かれたもの、天真派、不見派と書かれたものなどまちまちである。同門中は横並びで上下の差はないとみてよい。「曹洞宗小末寺帳」は先に書き上げた寺院の末寺で、寺領のあるものを書き上げている。延享度本末牒では、そのほとんどが平僧地となっている。

この書き上げ帳と、延享度本末牒を比較してみると、寛永10年の時点で、遠江と駿州の大洞院を本寺とする太源派は、ほぼ六派に分かれその所属にほとんど変化はない。また普濟寺を本寺とする三河・遠江の法王派や、大徹派、明峰派にもほとんど変化はない。しかし三河の太源派は、寛永10年では大洞院末寺と書かれているだけで、寺院数も

少なく、また六派のうちどの派に属しているかは不明である。また尾州は「太源派末寺首、乾坤院、尾州知多郡参拾石御朱印有」と乾坤院だけが書かれている。

通幻派は書き表し方がまちまちで、のちに太源派に変わった寺院があった。

寛永10年の末寺帳書き上げ中にも移動があったのか、「曹洞宗末寺帳」と「知識所之分」とでは、同寺院の所属派が違っているものもある。

これらのことから、駿河・遠江の太源派寺院は可睡斎によって早くから掌握されていたようにみえる。それは天正11年に、太源派の可睡斎に僧録がおかれたためだろう。

しかし一方で、通幻派の書き表し方がまちまちであったということは、近世初期に至っても、可睡斎の力が完全には通幻派寺院にまでは及ばなかつたことをも示しているのではないだろうか。

駿河や遠江には通幻派寺院がかなりある。これら寺院が、戦国末期から近世初期にかけても改派されなかつた理由としては、駿河では今川義忠夫人北川殿が開基となっている、越前慈眼寺門中の徳願寺<sup>37)</sup>（静岡市向敷地）があり、遠江では、今川氏が滅亡した永禄12年（1569）まで、今川家重臣だった遠江懸川城主、朝比奈氏の菩提寺の乗安寺<sup>38)</sup>（現、掛川市南西郷）があつたからではなかつただろうか。

乗安寺は通幻派寺院の住持の任命に関して強い権限があつた<sup>39)</sup>。永禄12年、掛川城が家康に滅ぼされ、今川氏が滅亡すると、乗安寺の住持州翁は関東に移り、法弟義翁は北条氏の援助で下総関宿（千葉県葛飾郡関宿町）に乗安寺を再興した。

関東においてもその権限は変わらなかつたようで、天正6年（1578）9月8日、武田氏の僧録、信濃竜雲寺（長野県佐久市岩村田住吉町）から、最乗寺（神奈川県南足柄市大雄町）住院のことについて拈笑一派の争論の落着を求めるため、乗安寺と竜穩寺（武藏国）あてに書状が出されている<sup>40)</sup>。慶長5年（1600）、近江總寧寺が廃されると、乗安寺は總寧寺と号した。近世は「関三箇寺」の一寺になった。

天正12年（1584）10月19日、最乗寺永高らは、遠江国佐野郡西郷（掛川市西郷）の法泉寺住持に永伝を任せている<sup>41)</sup>。これには「曹溪山法泉禪寺者春屋（宗能）和尚開山塔頭之靈地也、然而後即庵和尚御入院、（中略）於向後從他山之是非有間敷候（後略）」とあって、あるいは、このころ法泉寺に僧録可睡斎の干渉があったのかも知れない。

寛永12年（1635）、幕府は寺社奉行において、一層の寺院掌握に乗り出した。

寛永10年（1633）、可睡斎は存康が示寂したあと秀天が住した。しかし秀天は寛永16年ころから病気がちで、寛永19年に示寂したが、その後しばらく可睡斎は住職がいなかった。そのためか、可睡斎の僧録司としての地位が弱体化したようで、伊豆は雲達のとき可睡斎の支配と確定したにもかかわらず、この間に関三カ寺に支配されてしまった<sup>42)</sup>。

正保3年（1646）、松頓が大中寺から可睡斎に進山したころから、可睡斎は再び活気を帯びてくる。

そのころ御朱印下付の触れがあったため、小立野村（磐田郡豊田町小立野）庄屋次兵衛は、林昌寺（同町）に御朱印を下付してもらうため、中泉代官に訴えて、御状をもらい、可睡斎松頓に差し出した。松頓に、林昌寺は何派の寺か尋ねられ、竜正長老（現住）は西福寺（最福寺、大輝派）より住したので、西福寺末寺下になると申し上げると、則添状を下され、御朱印を頂戴した<sup>43)</sup>。

遠江佐野郡伊達方村慶雲寺（掛川市伊達方）には、このときの様子を伝える一連の文書が伝わっている<sup>44)</sup>。正保4年3月26日、松平忠晴（掛川城主）は寺社奉行宛てに、慶雲寺領は私知行高外であること、寺家遺跡のことについては本寺より申し入れる、との判物を出している。可睡斎松頓は同年3月27日、慶雲寺は太源派門の内、真巖派として古跡歴然としていること、寺領のことは当地地頭松平伊賀守（忠晴）の証文が出されているので、御朱印の下付を願いたい、と寺社奉行に訴状を出した。翌慶安元年7月17日、家光の「伊達方村慶雲寺領同村内

七石のこと先規に任せ寄付する」旨の朱印状が出された。

慶安元年（1648）から2年にかけて、それまで黒印地だった遠江の多くの寺院は朱印地となった。

同年、可睡斎松頓は僧録可睡斎の支配国に関して、寺社奉行に「宋山の置き文をみると、宋山は家康より箱根から西の東海道僧録を命じられていたこと、また等禪は家康から、伊豆は可睡斎の支配の国と決められていた」と訴えている<sup>45)</sup>。しかし結論はすぐには出なかった。

#### 4. 万治2年の可睡斎の本末改めとその後（家綱以後）

万治2年（1658）、幕府の命をうけて、僧録司可睡斎は各本寺に本末改めをしている。このとき例えば石叟三派保寿寺の届けは下記のようになっていた<sup>46)</sup>。これを可睡斎と門首崇信寺にも提出した。

「太源門徒大洞六派之内石叟三派

行之道場 永明寺（富士市原田）門末

御朱印石高八石壱斗余 駿州富士郡久爾郷伝法村（富士市伝法）

永明二代太蒲之法孫 太蒲派

開山喜雲二代之源三代靈屋四代一翁五代江国六代久山

保寿寺 良育 印

末寺

御朱印高七石五斗 保寿開山喜雲之法赦

開山雲峰二代脱翁三代脱州四代太岳五代法谷 同州同郡杉田村

安養寺 宣巨 印

（中略）

万治二年巳亥季 八月朔日 保寿寺現住良育印 」

万治4年（1661）3月28日、関三カ寺と可睡斎の僧録国割が、幕府老中・寺社奉行の連署をもって決定された。可睡斎は駿・遠・三の3国残らずと、豆州は太源派修禪寺一派だけが支配地区になった<sup>47)</sup>。

近世寺院の本末作成は、万治2年に各寺院から提出された寺院の世牌を確かめることによって進められた。

可睡斎の本末関係についていえば、可睡斎と同門中の寺院の世牌を、新たに可睡斎の世代に配することによって、それら寺院を末寺に組み込んでいった。それは次の一雲斎所蔵の文書によって確認されるので、前掲と重複するが以下全文を記す。

「 内証之覚 一雲斎・当斎末寺相定候書付也

元亀三年壬申年一雲斎炎上ス、次ニ天正元年ヨリ九年辛巳年迄退転ス、此時可睡斎真巖之道場ニ究也 権現様遠州浜松ニ御在城之御時也

跡を再興シテ同十年ニ可睡斎十一代等膳和尚隠居ス、是一雲斎独住之初也、次可睡斎十二代禪易隠居ス、次ニ十三代宋山隠居ス、右之宋山一雲之六代目也、夫より以来一雲斎今十一代迄末寺ニ相究住持申付也

一永禄（十二年にて終）九年ニ 権現様浜松へ御入国也、次ニ元亀ハ三年ニテ終、次ニ天正十八年庚寅ノ年小田原落居、 権現様此時関東へ御入国也

一天正十年一雲斎再興ヨリ以来八十年余、等膳遷化ヨリ今年迄七十三年ニ成

（以下記述中断）」

これは、先に説明したとおり、寛文2年（1662）または3年のもので、可睡斎21世貴外和尚のときのものである。万治2年（1659）以前は、一雲斎は可睡斎と同門であり、可睡斎の末寺ということではなかった。しかしこれ以前から実質的に真巖派門首であった可睡斎は、本末を確定するため、一雲斎に上記のような覚書を渡して、一雲斎を末寺と定め、等膳以後の可睡斎と一雲斎の関係に、将来争論が生じないようにしたのである。

このとき等膳は可睡斎11代で宋山は13代となっていて、『可睡斎史料集第一卷』の可睡斎年譜と一致する。

一雲斎については、寛永2年（1625）卯月の、秋葉寺に関する雲達の訴状<sup>48)</sup>に、「元和8年7月17日ニ死去申候ヲ、可睡斎九代之隠居所

一雲斎之当住禪參和尚を（以下略」とあることから、元和8年当時一雲斎の住職は禪參和尚であった。当時の可睡斎世代では、9代は禪易であった。可睡斎住職は、禪易のあと宋山に相続されているが、宋山は可睡斎住持のあとは全生寺を隠居所としており、一雲斎に住持していない。このことから、一雲斎は禪易のあとは禪參が住持していたことがわかる。

つまりこの文書の目的は、一雲斎を本寺とする寺院が圧倒的に多い中、可睡斎は、一雲斎を等膳・禪易・宋山の隠居所とすることで、可睡斎の優位性を強調し、一雲斎が可睡斎の末寺であることを証明しようとしたものと思われる。

万治2年の本末改め後、可睡斎と同様に各門首寺院は、寛文5年ころまでに、寺院の世代と末寺をほぼ確定したと思われる。それは次の寛文5年の諸宗共通の法度に備えての前提条件であった。

寛文5年（1665）7月、幕府は諸宗共通の法度を、家綱の朱印状をもって発布した<sup>49)</sup>。この中には「本末之規式不可亂之」とあり（傍点筆者）、つづいて「縱雖為本寺、対末寺不可有理不尽之沙汰事」と、但し書きがついていたが、住職の任命権は徐々に本寺に握られていった。

このころから本末関係を巡って、多くの寺院の間で争論が繰り返された。そのとき本末の重要な決め手となったのが、各本山の住山記であり、だれがいつどこで誰から嗣法したかであった。しかし幕府の方針は、寛永10年に幕府に差し出された曹洞宗末寺帳を基本にして、上下の関係を確定していく作業であったから、訴訟によって寺院の法系や門首の地位が変更されるものではなかった。

元和6年（1620）に法度が出されたあと、多くの寺院は檀那と住職との間で後住について取り決めをすることによって、本寺にたいする末寺の勤めは果たしながらも、それまでのよう開基檀那や惣檀那の望みの僧を住持に請じていた<sup>50)</sup>。

しかし寛文5年（1665）の法度が出されたころから、寺院の住持職を巡って、本寺と末寺寺院の檀家の間で争論が多発した。そのころか

ら、本寺は末寺に対して強硬に住職を押し付けてくるようになった。末寺の檀家は、前住職と交わした証文を証拠として可睡斎に訴えるが、可睡斎は「それまでの私事の証文があっても、御朱印を頂戴したとき本末の定めがある以上はそれは不用とし、以後それを用いてならない」<sup>51)</sup>として、檀方建立の由緒のある寺院の他は、住職の任命はほとんど本寺の推した住職に確定している。

またこのときの「定」には「背国法輩到来之節、於有其届者、無異儀可通之事」という項目もあった。

天和 3 年（1683）10 月、遠江西貝塚村福王寺（磐田市城之崎）と森本村福王寺（磐田郡豊田町森本）は、赤池村（磐田郡豊田町赤池）の庄屋等 3 人の檀那寺について争論になった<sup>52)</sup>。承応 3 年（1654）の赤池村の切支丹宗旨改帳<sup>53)</sup>には、西貝塚村福王寺を檀那寺とする者と、森本村福王寺を檀那寺とするものとがあった。この頭書きによって、これ以前より宗旨改が代官所に差し出されていたことが分かる。切支丹改帳は、当初は森本村と西貝塚村の両福王寺が判形していたが、その後赤池村の宗門帳は、庄屋が森本村福王寺末の赤池村幸勝院（磐田郡豊田町赤池、合併廃寺）に依頼して請け判をもらい、代官に提出していた。赤池村が中泉代官所（天領の支配下）だった時、宗門手形を菩提寺直判とすべき触れがあったが、幸勝院は、それでは寺が衰退してしまうと代官所に訴え、従来どおり幸勝院が宗門帳の請判をしていた。天和 3 年になって、森本村福王寺は、赤池村の宗門帳の請判を森本村福王寺末の幸勝院がしている以上、赤池村は森本福王寺の檀家であると訴えたのである。そこで赤池村庄屋等 3 人は、もともと西貝塚村福王寺が旦那寺であること、幸勝院に宗門帳の請判を頼んだのは、森本村福王寺の末寺として頼んだものではなく、第二の菩提寺のつもりでしたことである。そのために幸勝院の殿堂建立にもかかわってきたと主張し、幸勝院が衰退するのならば本寺を替えるべきであると訴えた。結果は、西貝塚村出身の庄屋等 3 人は、従来より西貝塚村福王寺を檀那寺としていた理由によって、西貝塚村福王寺の檀家と確定し

た。幸勝院は森本村福王寺の末寺のまま変わりはなかった。

西貝塚村福王寺応逸は、宗門改めの請け判を他寺院に任せていたことを落ち度とされたのだろうか。一年余り後の貞享2年（1685）5月、応逸は突然後住を本寺普済寺（浜松市広沢）の長老知泉に譲って隠居してしまった。それまで惣檀那に相談して後住がきめられてきた慣例は打ち破られ、本寺から一方的に決められたことだった<sup>54)</sup>。

幕府は全国の寺院に対し、寛永12年（1635）ころから切支丹でない者には住職がその身分を保証する寺請証文を提出するよう命じた。島原の乱を通じてキリストン禁制が一層厳しくなり、寛永17年（1640）には幕府に、寛文4年（1664）には藩に宗門改役が置かれるようになつた<sup>55)</sup>。これを契機に、寺院は周辺の人々を自分の檀家として固定することに成功した。

幕府は万治2年（1659）・寛文2年（1662）の両度、幕法で切支丹改の役割を檀那寺の責任とした。寛文5年、天領での各村単位の宗門人別帳作成のおりには、檀那寺が個人ごとに請判をすることになり、同時に自分の寺に所属する檀家の書き上げを領主に提出することが義務づけられた（『国史大辞典』）。

しかし、上記の赤池村の旦那を巡る訴状からも分かるように、天和年中ころはまだ幕命も末端には確実に浸透していなかつたこと、まだ寺を檀那の私物としてみる感覚から抜け出してはいなかつたことが分かる。

寺院を通して、民衆の支配を意図する幕府にとって、寺院の管理強化は何より急務となつたであろう。

貞享3年（1686）2月晦日、関三箇寺は江戸青松寺觸下に副状を出している<sup>56)</sup>。この第2条には

「御 朱印地并一派本寺ノ住持職者、不レ可ニ致諸檀那ノ望ミ次第、宗門ノ法式相立様以ニ吟味ニ可ニ申付ニ、或ハ大檀那有レ之牌所之住持職者、可レ任ニ開基之心ニ、併依ニ法之筋目ニ可遂相談（後略）」

となっていて、このころから有力な開基檀那でない限り、檀家は寺院

の住持の人事権に関して口出しはできなくなった。

幕府は、寺請制度による宗旨改を厳しくすることによって、確実に全国の民衆を支配した。そして寺院側は、民衆を確実に檀那に組み込むことができ、寺院経営の安定化につながったのであるが、一方では幕藩体制の中にがっちりと組み込まれていったのである。

延享2年（1745）10月、可睡斎大梁は配下寺院に「寛永年中諸宗本末御改ニ付、諸宗より差上候本末帳面全備無之、依之当時本末相改差上候様ニ、従寺社 御奉行被 仰出候間（後略）」と本末改めの廻状を出した<sup>57)</sup>。追って11月、寺社奉行からまた触れが出されたので、可睡斎は各寺院に「法系派付、開山については間違いのないよう入念にすること。開山あるいは二代をもって派を起こした寺院は、そのとおりに開山・二代を称し、誰派と書くこと。しかし末派にいたって、又派を分けて何派と称する類はその当派を書き出し、太源派・通幻派というように末々まで書かないこと。そして、同門の奥印をして差し出すこと。寺社領については寺領の多少・朱印黒印等を問わずすべて書き出すこと」ときめ細かに廻状を出している。

可睡斎の本末牒は、延享2年12月、可睡斎大梁と署名されているが、延享3年に妙昌寺や竜溪院の本末の訴訟があった<sup>58)</sup>から、実際に寺社奉行に差し出されたのは延享3年の後半ころではないかと思われる。

このときの本末改めによって、三河妙昌寺のように開創以来の無著派に戻った所もあったが、三河竜溪院のように、法系どおりである洞松寺（岡山県小田郡矢掛町）の末寺にならず、そのまま喜山派門首に収まった所もあった。この時の本末牒をもって曹洞宗の本末関係はほぼ完成した。

延享3年9月、可睡斎大梁は配下寺院に、「『日本洞上聯燈錄』13巻は奉行所において板木を焼却させられた。そして聯燈錄の類いは残らず取り集め奉行所に差し出すよう命じられたので、それらを所持している寺院は可睡斎に差し出すべきこと。もし隠していたことが露見した場合は落度とするので、所持していない寺院は、判形の所に所持し

ていなない旨の一行を書くこと」という、厳しい内容の廻状を出した<sup>59)</sup>。

延享度曹洞宗本末牒は、徳川幕府によって元和元年（1615）、曹洞宗本山を永平寺と総持寺の2寺に統一させられてから、延享2年（1745）までの間に130年の長い年月をかけて、周到に幕府の意向にそって作り上げられた寺院の上下関係である。そしてそれを基にして書かれた「日本洞上聯灯録」の類いは、必ずしも史実に沿ったものばかりではない。それ故いま、「延享度曹洞宗本末牒」や「日本洞上聯灯録」等のみで、曹洞宗開闢以来の本来の姿を正確に知ろうとする事は不可能である。

## 第2節 寺院の本末関係作成の経緯

### 1. 真巌派門首可睡斎と末寺の関係

天正11年、可睡斎に一雲斎の世代を引き移して、等膳は可睡斎中興6世となった。

可睡斎の世代は慶長末期ころから元和年中までに2代追加され、寛文2・3年ころまでに3代追加された。その結果、等膳は可睡斎11世となったのである。これら可睡斎の世代に追加された住持が開山した寺院は、寛永10年の末寺帳では可睡斎の同門中となっていた。

「延享度可睡斎配下寺院本末牒」の可睡斎の末寺をみていくと、大年派永源寺・石室派長松院・真巌派大覚寺以下春林院・竜秀院・宗安寺（以下略）と続いている。これら寺院は、可睡斎の世代順に開山された寺院の配列になっている。以下可睡斎世代と末寺の関係をみる。

#### 可睡斎3世川僧慧濟

康正元年（1455）、川僧慧濟（～1475）は如仲の肖像を安置して、師を第1世となし、先師の真巌を2世として一雲斎を開創した<sup>1)</sup>。川僧のもとには、太源派の師から多くの弟子が送られてきたと思われる。「川僧禪師語録卷之上」には、如仲の弟子である月因初和尚の年回忌、如仲の孫弟子の茂林和尚を供養する法語の偈頌が載っている。また梅山聞本の弟子の太初の弟子である明林哲和尚の年回忌の法語の偈頌も

載っている。15世紀後半ころまでは、大洞院門中は太源派として大きくまとまっていた。それ以下の門派が成立し始めるのはこのあとからである。

三河乾坤院は、文明7年（1475）、逆翁宗順が師の川僧を開山に請じ、自らは2世となって開いたものである。

#### 可睡斎4世大年祥椿

大年祥椿（乗慶寺では太年）は、可睡斎の実質開山である大路一遵の師である。また太源派下太初が開山した乗慶寺（山形県東田川郡余目町）3世錦江玄文の法嗣で、乗慶寺4世でもある。

『曹洞宗全書 曹洞宗大系譜一』によれば、大年祥椿には7人の弟子があり、そのうちの大路一遵と安雪是済の二人だけが、真巖派の系譜に引き継がれている。大年は、一雲斎の川僧が示寂した後、一雲斎に住したと伝えられる。大路は明応元年（1492）に、安雪（永源寺2世）は永正9年（1512）に大洞院の輪番を勤めている。

大年が開山となっている永源寺（掛川市各和）について、『掛川誌稿』では

「幡田原にあり、舊跡は岡津原の西にありて、永源寺前と云所あり、又鎮守段など呼ぶ所もあるなり、開山を大年和尚と云、文明十六年（1484）四月七日死す 二世を安雪和尚、永正十年（1513）二月三日死す 三世を天庵和尚と云、天文十四年五月二十四日死す 永禄年前には龍昌院と称す、故に開基を龍昌院殿青山道空居士と云、居士は今川家の一族にして各和伊豫守某たり、道空は即其別号なり、今傳る所の文書八九通あり、此に據るに、享禄四年（1531）天文二年三年の寺領の文書あり、又天文七年六月、道空の寄付状に、龍昌院の儀は、天庵和尚へ永く進置候とあれば、享禄のころ此人創せし寺なるにや、然るを大年を開祖とし、天庵を三世とするものは、恐らくは勧請開山といふものと見えたり（中略）、国初に至り、寺号を永源と改め（後略）」

といつている。

3世天庵和尚は、『遠江国風土記傳』によれば、文亀元年（1501）、はじめて遠江下平川村（小笠郡小笠町下平川）に草庵を結び、永正16年（1519）には今川氏親より寺田2町を寄付されている。

天庵一貞は永正17年（1520）11月から3ヶ月間、総持寺に輪住している<sup>2)</sup>。

永源寺の寺名は、永享7年（1435）12月18日、最勝光院領原田莊細谷郷（現、掛川市）の代官として現れている。原田莊代官歓喜寺慶朗蔵主（原氏の一族といわれる）は、それまでの補任状の宛て名を歓喜寺から永源寺と変えるよう依頼している<sup>3)</sup>。このころは臨済宗寺院であったと思われる。歓喜寺を永源寺と改称したものではないことは、「円通松堂禪師語録」（『曹洞宗全書 語録一』）の中で、松堂が明応6年（1497）、前歓喜寺華胄年公知藏禪師のために、伽陀一章を書いていることから判明する。国人領主原氏は原田莊域を中心として勢力があった。国人領主としての原氏は、今川氏に明応3年、つづいて6年にも攻められ、事実上滅亡した<sup>4)</sup>。

永源寺には第1節1の(2)で述べたように、可睡斎等膳の署名のある文書が残されていた。

永源寺は慶長年中から元和年中ころ、もと閑田院（小笠郡浜岡町下朝比奈）住持の大輝派年叟永寿（天正13年、大輝派として大洞院に輪住）が住持している。年叟は小笠郡浜岡町の想慈院<sup>5)</sup>開山である。延享度本末牒では、想慈院は永源寺末寺となり、閑田院は真巖派宗安寺（浜松市市野）の末寺となった。

#### 可睡斎5世大路一遵

大路一遵は可睡斎の実質開山である。永正6年（1509）6月15日、総持寺に出世している。「龍泉源皎歴志」によれば、大覚寺（榛原郡金谷町金谷）の開山でもあり、ここはもと朝雲斎といった。

下総葛飾郡中金杉村広徳寺は大路一遵の開山である。その世代は可睡五代中興当寺開山大路繫（一）遵・2代雪巖翔瑞・3代雪庭樹栢・4代太涼玄樹・5代中興巧室梵芸（以略）となっている<sup>6)</sup>。

### 可睡斎 7世大陽一鶴

大陽一鶴は、大永5年（1525）4月17・18日、総持寺に出世している。三重県海禅寺・長野県龍洞院・静岡県掛川市吉岡の春林院開山となっている。永禄12年（1569）に示寂したと伝えられる。

春林院には、天文23年（1554）2月5日の原頼郷から周藤和尚への寺領寄進状<sup>7)</sup>がある。これによれば、このとき春窓の菩提所として吉岡の地に開創されたらしい。春林院2世は鶴藤（天正9年、1581示寂）であるが、この「鶴藤」と、寺領寄進状にある「周藤」とは音も違い、同一人であるかは疑問である。

『掛川誌稿』によれば、原氏は元亀・天正の間で、今川氏滅亡のあと、武田氏標掠の時滅亡したようである。原頼郷の娘は茂左衛門に嫁いでいた。茂左衛門は大場といい、後代は、近世吉岡村庄屋になったようだ。春林院には、文安・永正・文亀年中の茂左衛門先祖の牌面が置かれていたようであるから、原氏のあと、大場氏が春林院の檀越になったのだろう。

### 可睡斎 8世天用一超

天用一超は、天文5年（1536）6月29日、総持寺に出世している。『磐田郡誌』によれば、山名郡新池の栄泉寺（天文17年開山、現袋井市新池）・全法寺（明応年間開山）の開山である。両寺はともに可睡斎平僧末寺である。栄泉寺は加々爪氏の菩提寺である。

永享2～5年（1430～33）の間に、加々爪忠定は今川範政より新池郷を給与された<sup>8)</sup>。明応6年（1497）8月、今川氏親は加々爪政泰に新池郷地頭職を安堵している。今川氏の遠江奪還によって、このとき旧領を安堵されたのだろう。加々爪氏は永禄11年、徳川氏の遠江侵攻のとき、久野氏とともに徳川方にについた。江戸時代は旗本となつた<sup>9)</sup>。

「川僧禪師語録卷之上」によれば、新池郷居住三宝弟子総量信女は達磨大師像を一雲斎に奉納している。

### 可睡斎 9世潜竜慧湛

潜竜慧湛は、天文16年（1547）、総持寺に1日出世している。竜秀

院・宗安寺開山。『寺院名鑑』（静岡県仏教会刊、昭和40年）によれば、竜秀院（浜松市有玉北）は大永元年（1521）、機堂宗鑑が開創したが、可睡斎9世潛龍を勧請開山に据え、機堂は2世に下った。3・4世の時は休眠状態だったが、5世に琢翁宗珉が出て、再び法が盛んになった。機堂の天文10年（1541）の伝衣があるという。

『磐田郡誌』によれば久努村北原川（袋井市国元）積名寺は、天正23年（天文の誤りか）惠湛の開創で、永源寺末となっている。また同誌では、八幡山永源寺（磐田郡浅羽町浅岡）は文明2年（1470）、川僧慧濟の開山となっている。しかし延享度本末牒は永源庵となっていて、一雲斎の平僧末、積名寺は可睡斎の平僧末となっていた。

『浅羽町史 通史編』（平成12年刊）によれば、浅羽荘（現、磐田郡浅羽町）は、応永6年（1399）9月17日付の足利義満御内書によると、このとき幕府の料所とされ、義満の側室寧福院殿に与えられた。その後、今御所領、南御所領、と15世紀末まで相伝されたようである。15世紀を通じてほぼ100年間は遠江の守護は斯波氏だった。

同所には浅羽三社八幡があった。これは足利氏の領所となってから勧請された。永源寺があった八幡村の八幡宮は近世は35石の朱印地だった。文明5年、太素省淳は梅田村（現、磐田郡浅羽町梅山）に梅田山常林寺を開山した。太素は梅田村の出身と伝えられる。常林寺には太素ゆかりの品として七条袈裟・座具・茶釜が今も大切に伝えられている。梅田村の八幡宮は近世70石の朱印地だった。

その後太素は延徳元年（1489）に竜巣院（現、袋井市岡崎）を開山したと伝えられる。戦国末期は竜巣院が太素派の本拠地となった。

応仁の乱で東軍となった駿河守護今川義忠は、文明5年（1473）、将軍足利義政から懸河荘（現、掛川市の一部）と河勾荘（現在の天竜川下流の両岸）の代官職を賜った<sup>10)</sup>。これを契機に今川氏の遠江侵攻が始まった。遠江は、守護斯波氏と結んだ国人領主らと、遠江を侵犯する今川氏やその被官によって、戦乱の渦に巻き込まれてしまった<sup>11)</sup>。

「川僧禪師語録卷之上」には「武衛將軍」と題する偈があり、「円通

「松堂禪師語録」にも「付義俊武衛題羅漢寺詩」と題する偈があることから、大洞院だけでなく、これら大洞院門中の寺院も、檀越をとおして越前・尾張・遠江の守護斯波氏と深いつながりがあったと思われる。

16世紀初頭、今川氏親が遠江守護となり<sup>12)</sup>、遠江は再び今川氏の領国となった。永源寺や常林寺の檀越も当初と変わった可能性はあるが、恐らく八幡社と一体となって祭祀がとり行われていたと思われ、戦国末期までは寺院そのものは衰退はしていなかつたのではないだろうか。

一方、長上郡市野村宗安寺（浜松市市野）は玉山全璣が実質開山で、師の潜龍慧湛を開山に請じたという。玉山は家康が遠江侵攻後、家康の代官となった市野惣大夫の祖の市野孫七郎の小父<sup>13)</sup>である。また『遠江四十九薬師』によれば、市野の土豪大村六兵衛の弟ともいわれる。

玉山は、もと無著派雲巖寺の開山洞巖の弟子、義中玄勝が開創した三河八名郡庭野龍岳院（新城市庭野）の開山にもなっている。

#### 可睡斎11世仙麟等膳

仙麟等膳は、一雲斎のほか豊田郡友長村積雲院（袋井市友長）・三河八名郡下吉田村満光寺（南設楽郡鳳来町下吉田）・豊田郡向笠村新豊院（磐田市向笠）・豊田郡赤蛇村大宝寺（浜北市小野）・勝樂寺（新城市川路）などの開山である。いずれも赤蛇郷（浜北市）の無著派雲巖寺の末寺を改派したものである。そのほかには中泉代官大草氏を開基とする連城寺（磐田市新貝）や、遠江一宮宮司鈴木氏を開基とする高雲寺（周智郡森町一宮）がある。

#### 可睡斎12世一株禪易

一株禪易は大円寺（磐田郡豊田町加茂）の勧請開山である。

#### 可睡斎13世土峰宋山

土峰宋山は龍泉寺の（元雲巖寺）開山である。しかし「龍泉源皎歴志」によれば、「伝衣曰、大白山龍泉寺法衣、付与月巢春鶴大和尚、当寺中興開山土峰宋山書印、于時寛永六年己巳年六月十六日」とあって、宋山は、自らは龍泉寺の「中興開山」と称していた。

また無著派雲巖寺末寺の高蘭（浜北市高蘭）学園寺・二俣（天竜市

二俣) 栄林寺などの開山である。そのほかに宋山が改宗開山となつた寺院には於保郷（磐田市上大之郷）十輪寺（元臨済宗方広寺派）などがある。

#### 可睡斎14世一機慧策

一機慧策は永源寺（龍山村瀬尻）開山である。永源寺は、寛永10年には通幻派となつていた。

可睡斎に入山した住職のなかには称号が変化している場合がある。土峰宋山はもと仙翁宗珊、一機慧策は太順慧策（『磐田郡誌』）、道中雲達は土雄雲達といった（『掛川誌稿』正法寺（掛川市高御所）鐘銘より。正法寺は通幻派寺院で、越前興禪寺末不見派）。

以上みたように、可睡斎の大路と等膳の間の世代は、本末関係を構築する段階で追加されたことは間違いないと思われる。そして10世までに開山された寺院は、本来は一雲斎の末寺になるべきものだったと思われる。

可睡斎の実質開山大路が中興開山となっている下総広徳寺<sup>14)</sup>は、もと栗ヶ沢にあった。享禄年中ころ（1528～32）高城氏は小金城を築城し、広徳寺を中金杉に移して菩提寺とした。戦国末期は小田原北条氏の勢力下に入っていた。天正18年、家康方の浅野長政によって陥落され、小金城は焼き払われた。

同年家康が関東に移封すると、遠江の久野宗能は下総の内に1万3千石を与えられたようだが、詳細は不明のようである<sup>15)</sup>。

広徳寺三代の雪庭樹栢は、『遠江四十九薬師』（平成12年刊）によると、遠江山名郡諸井心宗院（磐田郡浅羽町諸井）の開基で、天文11年（1542）に開創している。しかし開山には可睡斎仙麟等膳を請じている。

下総広徳寺は、中興開山が可睡斎開山と同じ大路であり、3代雪庭も遠江の心宗院と同じということから、おそらく久野氏が下総に移つてから、広徳寺を久野氏の菩提寺と定め、可睡斎の世代をそのまま移したものと思われ、広徳寺の4代の世代が、等膳以前の本来の可睡斎の世代ではないかと愚考する。

## 2. 大洞院六門首における問題点

### (1) 大輝派門首最福寺と長福寺

大輝派の門首は、当初は大輝靈曜（1383～1446）の開山した円通院で、2世は古山崇永、3世は松堂高盛である。寛永10年には大洞院末寺首となっていた。

「円通松堂禪師語録」は、円通院松堂高盛（1431～1505）が国人領主原氏の外護をうけて、円通院を道場として活動を始めた文明年間から晩年の文亀年中まで（1469～1504）に作られた詩文をまとめたものである。

『曹洞宗全書 語録一』の解説によれば、この語録は長らく写本によって流布していた。ここに所収されたものは、松堂の法嗣欣堂宗喜（長福寺2世）、全叟宗盛（最福寺4世）の住した掛川市長福寺と最福寺の二種の伝写本により校訂されている。

「円通松堂禪師語録」によれば、円通院は永享9年（1437）、大輝が如仲を開山にして、原田荘寺田郷高山（現、掛川市寺田）に原氏の一族寺田氏の外護をうけて開創したのが始まりである。松堂は寺田氏の出身で、3世古山のあとをつぎ、円通院4世となった。

松堂の弟子には崇正・崇喜や、性幸・性桐・崇盛といった3人の侍者がいたことが分かる。性幸・崇盛の二人は松堂について詩を勉強していた<sup>16)</sup>。崇正は備中法昌院（現在は不明）住持になった<sup>17)</sup>。盛智は12歳のとき、松堂のもとで出家した<sup>18)</sup>。

明応年中ころと思われるが、原氏は松堂に菩提寺長福寺を曹洞宗に改宗させている<sup>19)</sup>。

明応3年（1494）秋、今川方北条早雲は遠江3郡へ侵攻した。原氏は壊滅的な打撃をうけ、円通院も灰尽と化してしまった。松堂は「世人は円通院は断絶したといっている<sup>20)</sup>と書いている。しかし松堂は縁に従っておよそ半年、河勾莊の東漸寺（現在は不明）に寓止して<sup>21)</sup>、旧院が再興されたため戻った。長福寺はその後2～3年の間に檀越原氏によって再興された<sup>22)</sup>。

松堂は晩年、閑田庵（笠原荘のうち、小笠郡浜岡町下朝比奈）を開創した<sup>23)</sup>。円通院は文明・明応年中の二度、回禄にあって鐘もなくなってしまったが、二度とも遠州笠原荘平河郷（小笠郡小笠町のうち）の女性が寄進している<sup>24)</sup>ことから、閑田庵が開創される以前から、笠原荘には有力な檀越がいたと思われる。

長福寺世代は、3世松堂のあと、崇喜は4世に、盛智は5世になっている。最福寺世代は、3世松堂のあと、崇盛は4世、性桐は5世となっている。『掛川誌稿』によれば、円通院は5・6世のころから輪番となつた。

足利学校で学んだ松堂は円通院4世となり、大檀越原氏の外護をうけて円通院で盛んに江湖会を開いた。文明年中には、各地から曹洞宗に限らず臨済宗の僧も円通院に集まって來た。しかしそれから10年もたたないうちに、遠江は戦乱の渦に巻き込まれている。松堂は晩年、宗門の傾頽を悲しみ、王道の衰世を嘆いて、悲嘆十首<sup>25)</sup>の詩を作っている。この最後の詩には「嗣法今容易甚為。朝傳夕印稻麻滋。見不鷹嶺無多子（不見の誤りか）。百萬叢中花一枝」と書かれている。15世紀末期ころから遠江は曹洞宗の寺院が急増したといわれるが、印可証明の乱発を嘆じているこの偈は、その一因を示しているだろう。

永祿3年(1560)8月3日、今川氏真は最福寺を祈願寺にしている<sup>26)</sup>。

慶長16年、「大洞院法度」に署名したのは最福寺だった。しかし寛永10年の末寺帳書上は、円通院が大洞院末寺首となっていたが、当時円通院は寺領もわずかで衰退していた<sup>27)</sup>。

延宝4年(1676)、最福寺と長福寺の間で本末争論があった<sup>28)</sup>。それによれば、最福寺は、大輝派の本寺となるため承応年中ころ(1652～55)大輝を勧請し、如仲より大輝への直伝の法衣も、円通院から最福寺に納め置いた。一方長福寺もその後本寺となるため大輝を勧請した。そこで本寺の地位を争っていた長福寺は、「若本寺ニ而も候ハゝ、六門首一様ニ如仲和尚ヲ勧請被致候間、最福寺ニも如仲和尚ヲ世牌一々不残勧請仕候か」と可睡斎に訴えた。そこで可睡斎は次のように下

した。「門首最福寺が円通院の大輝を移した上は大輝派の本寺である。しかし甄宗はその時、円通院の世代すべてを移さなかつたことから、両寺の間にいさかいが起こつた。最福寺に円通院の牌面のとおりに、如仲和尚を始め代々残らず建ておくこと、最福寺に勧請した事が確かなれば、最福寺は大輝一派の本寺に紛れのないことであり、長福寺は末寺である」と。

この裁許によって一時は最福寺が本寺と決まつたが、長福寺は改めて寺社奉行に訴えた。天和元年（1681）、幕府寺社奉行は次のように裁許した<sup>29)</sup>。「延宝4年の松天の裁許によって最福寺を本寺と定めた。しかし松天が本末決定に関して用いた甄宗の拈香法語を吟味すると、大輝を勧請開山とあって、引き移したとする文言がない。また甄宗の代に如仲・古山・松堂の牌を建てていなかつた。そこで松天の裁許を改め、最福寺に大輝・古山・松堂・全叟（崇盛）の世牌を建て置くこと、長福寺にも大輝・古山・松堂の世牌を建て置くこととして、2寺を大輝派の本寺とし、それまでのいきさつから、門首は最福寺とする」と。

天和元年の寺社奉行の裁許をみると、最福寺の実質開山は、全叟のようである。「円通院松堂禪師語録」にも最福寺の寺名は出てこない。

一方、閑田院<sup>30)</sup>は大輝派の寺院として戦国末期まで栄えていたようであるが、天正年中武田・徳川の高天神城攻防のさい、家康方の陣地となつた。住持の年叟永寿は戦乱を避けて一時信濃に避難していた。戦いが終わつて領主（大須賀五郎左衛門康高）の帰住命令をうけて住職が戻つた時は、既に市野の宗安寺（可睡斎末）の全瑛が入山してしまつていた。年叟は近くに想慈院（小笠郡浜岡町新野）を開創した。年叟は天正13年、大輝派として大洞院に輪住しているが、のちに各和村永源寺に移住したためか、延享度本末牒では、想慈院は真巖派永源寺末寺になつた。そして、閑田院は真巖派宗安寺の末寺となつた。閑田院は当初、開山を松堂、2世は全瑛としていたようだが、世牌が混乱するということで、承応年中（1652～55）ころ、松堂高盛を前住開基とし、玉山を開山することで宗安寺と折り合いがついた。しかし

その後また法脈争いがおき、可睡斎は元禄2年（1689）、宗安寺の主張どおり開基を松堂から市野孫七郎とした。以後大輝派として復活する道は途絶えた。

## （2）不琢派門首雲林寺の問題点

雲林寺所蔵「龍溪山雲林寺一派輪番記録（天明5年、旧記を書き改める）」（『森町史 史料編三』）によれば、不琢玄珪は越後慈雲寺2世・秀広院開山である。いずれも大洞院の輪番を勤めていた。

雲林寺（周智郡森町中川）は不琢玄珪（1380～1449）が開山したと伝えられている。しかし明確な記録はない。

「橘谷山大洞禪院住山紀」（『森町史史料編二中世』）は当初のものは火事で焼失してしまったということで、長享元年（1487）から書き始められている。この住山記によれば、明応3年（1494）劫外長現とあり、下に不琢派初住雲林寺と書かれている。

文明3年（1471）5月吉日、臨済僧横川景三は、遠州雲林庵供養に充てるため、「前住永源衝岳持禪師真贊」と題する贊<sup>31)</sup>を書いている。この贊によれば、衝岳は雲林庵を開創したようである。横川は応仁の乱のころ、近江永源寺に一時避難していたこともあった。遠江野辺郷には永源寺開山の寂室元光が開いた永安寺（磐田郡豊岡村敷地）がある。今川範国の時から寺領安堵され、それ以後戦国末期まで足利氏や今川氏によって寺領安堵されている<sup>32)</sup>。永源寺門派のなかで一番盛んだったともいわれる<sup>33)</sup>。文明3年当時、雲輪寺（現雲林寺）と称した寺院は、遠江では棚草（小笠郡小笠町棚草）にもあった<sup>34)</sup>。

雲林寺は、寛永11年（1634）正月16日、領主である大名山口修理亮重政の援助で寺院の造営に着手し、12月29日には客殿・大庫裡・衆寮・門・淨願・馬屋など天井雨戸まで完成した。山口氏の領民2千人工を費やし、残りは村方で賄ったという。

延宝3年（1675）豊田郡小島村（磐田市小島）正眼院は、後住のこととで本寺雲林寺を訴えている<sup>35)</sup>。その訴状によれば、雲林寺9代宗鉄は、120年以前に私曲あって雲林寺を退出させられたが、それ以後

雲林寺には戻っていない。後に小島村の玄忠によって、正眼院の住職に取り立てられた。宗鉄は檀越と相談し、雲林寺の先師堯隣を正眼院の開山に勧請して雲林寺を本寺とし、門役だけは勤めていた。宗鉄は後に末寺一寺建立の功によって、雲林寺の9代に配せられたという。

雲林寺には文明2年（1470）の明室覚証の置文<sup>36)</sup>があるが、文中に「谷川村」とあり、疑問である。谷川村近辺は、中世は「谷河郷」といわれていた。永禄11年（1568）、家康から久野宗能に与えた判物には「谷河」とあった。谷川村は近世になってからの呼称といわれる<sup>37)</sup>。また「五世喜安祥悦叟」と書かれた永正11年（1514）の棟札写<sup>38)</sup>がある。

天正3年（1575）、9世照屋（宗哲）が書いたという「当寺山神思案法印縁起」<sup>39)</sup>もある。これによれば応安元年（1368）に、不琢は、思案法印から火防の神として山頭に一社を造り、法印を山神として祀るよういわれたとある。しかし大洞院が開創される40年も以前に、そしてまだ不琢が生まれる前に開山を託されたということ、あるいは、天正3年には、宗哲は雲林寺住持ではなかったはずなのに、「雲林寺九世照屋」とあるなど矛盾があり過ぎる。

元文元年（1736）、龍溪大権現（思案坊権現）の神位を獲得するために、雲林寺別当は一宮神主鈴木弾正を取り次ぎとして、京都吉田家に願い出ている<sup>40)</sup>。この嘆願書の中で「当社者往古勧請之山神御鎮座ニ候、御社者三百六拾年余已來建立仕候得共其以前者相知レ不申候」とあって、雲林寺に祀られていた龍溪大権現の社は、1375年ころに建立されたようだ。「遠江国風土記伝」では、「思案坊権現、堂は雲林寺山の上に在り、元禄年間（1688～1704）一僧神に化して去る、遺言によって此山に齋く」とある。恐らく元文元年ころ、思案坊権現の神位獲得のため、歴代住持の名を借りて縁起がまとめられたのではないだろうか。

雲林寺は、信州高井郡小布施（長野県高井郡小布施町）の岩松院と繰り返し本末に関して争っているようである<sup>41)</sup>。

雲林寺の末寺は、遠江では正眼院以外は近世になってからの末寺で

あることから、そんなに早くから不琢派寺院だったとは思われない。不琢派寺院となる前は、臨済宗永源寺前往衝岳が開いたものだろう。16世紀前後に曹洞宗の不琢派の僧が入山し、それ以後不琢派として大洞院の輪番を勤めるようになったと思われる。

### (3) 物外派門首海藏寺の問題点

物外性応は永享10年（1438）、知久為行・敏範父子が開基となって、故郷の信州泉竜院（長野県下伊那郡豊丘村）の開山に迎えられている<sup>42)</sup>。大洞院輪番は、泉竜院のほか、奥州相馬新祥寺などが勤めている。

海藏寺（袋井市堀越）について「日本洞上聯燈録」では、今川了俊が開基となり、物外が開山したという。了俊の院号は海藏寺である。

了俊の父範国は臨済宗に帰依していた。また建長寺の仏満禪師は了俊の伯父である。東福寺の仏海禪師は了俊の師だった<sup>43)</sup>。了俊の弟であり、又養子である仲秋も、北御所に於いて絶海和尚のもとで出家した<sup>44)</sup>。

大洞院は越前守護斯波氏の被官小布施氏が檀越である。如仲の置文には小布施方の20石をもって本願檀那とせよとある<sup>45)</sup>。遠江守護は、応永12年（1405）からは、今川氏から斯波氏に代わっている。

了俊系の今川氏は、守護職はなくなったが、その後も堀越等に所領があった。しかし寛正6年（1465）、乱を起こした罪で所領を没収され、駿河に追い出された（『磐田市史通史編上巻原始・古代・中世』）。

永正5年（1508）、今川氏親は遠江守護職を任せられた。

『掛川誌稿』に載っている海藏寺の世代をみると、4代蜀山怡夫（1526示寂）のところに中興とある。6世と7世の間に、天文から天正年代にかけて鈴木氏の俗名と年月日、慶長期に木原吉次室と妻の日付（法名無し）が書かれている。

了俊の末裔堀越氏が旧領の堀越（現、袋井市堀越あたり）に復帰したのは、今川氏親が遠江を侵攻した時、すなわち15世紀末期ころと考えられる。それまでは一族の菩提寺の海藏寺は臨済宗だったと思われるから、このころ曹洞宗に改宗したのではないだろうか。それが4代

の蜀山だったのではないだろうか。

「今川記 伝記」には「遠州見付の海蔵寺は了俊の御墓所なり」あるいは、「堀越貞基の弟遠州見付の海蔵寺の出家にて、義秀と申人あり、武勇の志有りければ、氏親の時、還俗して、先祖の旧領なればとて、駿州瀬名をたまはり、陸奥守に補任して、瀬名陸奥守一秀と名付ける」とあって、当初、海蔵寺は見付にあったかも知れない<sup>46)</sup>。了俊はもとは遠江守護で、守護所は見付にあった。守護職を失ってからは堀越に閑居の身となっていた。

永禄6年（1563）、堀越氏は今川氏に背いたため攻められて滅亡した<sup>47)</sup>。その後永禄11年12月21日、家康が久野氏に安堵した知行地の中には、海蔵寺領も含まれていた<sup>48)</sup>ことから、海蔵寺は一時衰退を余儀なくされたものと思われる。

天正9年（1581）の「龍沢寺再建勧化帳」に海蔵寺はのっていない。物外派として徳光村鷺栖寺（袋井市徳光、廃寺）は600文の勧化をしている。このときの住持は天恵だった。日山天恵はのちに海蔵寺8世となっている（慶長5年示寂とあり）。鷺栖寺は延享度本末牒では海蔵寺の平僧末寺で、寺領は何もない。

堀越氏が滅亡した後、海蔵寺の檀越となって寺を復興させたのは木原村（袋井市木原）の熊野権現社（社領朱印70石）神主の鈴木氏ではなかったかと思われる。鈴木氏はのちに吉次の代のとき、家康の命で木原と変えた。天正18年、家康が関東に移封されたとき、木原吉次も従った。吉次の後代は幕府の大工頭になった<sup>49)</sup>。木原村の那智山長命寺は海蔵寺の平僧末寺、寺領5石4斗。『磐田郡誌』によれば、天文元年（1532）、日山天恵の開山になっている。

#### （4）石叟派門首崇信寺の問題点

崇信寺（周智郡森町飯田）は応永8年（1401）、如仲が飯田城主山内道美の寺領寄進をうけて開創した。

その後、応永18年（1411）、如仲は周智郡一宮庄橋に大洞院を開創し<sup>50)</sup>、梅山を勧請してそこを太源派の本拠地とした。主なる檀越は、

当時一宮庄代官の大谷豊前入道だった<sup>51)</sup>。

崇信寺では、川僧慧濟が長禄元年（1457）12月16日、「当寺大檀那飯田庄玉山道美庵主」の33回忌を孝男久通の要請で執り行っている<sup>52)</sup>。

飯田の山内氏は久通のあとしばらく絶えていたようで、天文14年（1545）3月吉日、山内氏を継いだ通泰が改めて崇信寺領を安堵している<sup>53)</sup>。

弘治元年（1555）閏10月28日、後奈良天皇は崇信寺住持職に禪忠を補任した<sup>54)</sup>。禪忠は香勝寺（周智郡森町草ヶ谷）から入山した。

永祿8年（1565）、崇信寺は今川氏の祈願所になった<sup>55)</sup>。

延享3年（1746）5月、崇信寺と洞慶院（静岡市羽鳥）は三度めの本末を争って可睡斎に訴えた<sup>56)</sup>。このときの可睡斎大梁の申し渡し状を見ると、近世になってからの経過はつぎのようであった。

元和元年（1615）、洞慶院三派は門首役を三派衆評をもって崇信寺に決めた。寛永10年、可睡斎が幕府に差し出した帳に、崇信寺は大洞院末寺首、洞慶院は大洞院末寺小本寺となっている。

寛文5年（1665）、同11年と崇信寺と洞慶院の間で本末争いがおきた。寛文11年、寺社奉行は、崇信寺忠尊が差し出した石叟派の古証文が確かな物であることから、これにより崇信寺は大洞六派のうち石叟派門首で、大洞院末寺は歴然である。そして洞慶院は三派の本寺とした。また洞慶院の開山は、崇信寺伝衣の印記をもって考えると、崇信寺より50年程後の開創になり、洞慶院は太巖開基と見える。洞慶院に如仲・石叟の正住の証拠がない上は、崇信寺が本寺であると言い渡した。寛文11年の寺社奉行の裁許によって、崇信寺はこれからは洞慶院へ本末の式礼を勤めないといったが、それ以後も崇信寺は洞慶院の門役を勤め、洞慶院諸堂修復の勧化には三派互角に出してきた。そのため三度にわたって本末争いが起きた。

そこで延享3年、可睡斎大梁は寺社奉行の確認を取り、つぎのように申し渡した。

「師賢窓が洞慶院の輪番を勤めてきたことが格例となって、崇信寺が

洞慶院の輪番を勤めてきた。しかし賢窓は既に崇信寺4代であるうえは、補住である。畢竟崇信寺は如仲開山、石叟派の道場にて300年来大洞院門首役を勤めてきたので大洞院末寺に属す」と。

『可睡斎史料集第四卷』に年次不詳として「遠州周智郡飯田村崇信寺書証書上」として4通の文書がのっている。崇信寺が差し出した古証文とは、この4通の中に収められているうちの1通で、慶長16年の大洞院六派連印による「大洞院法度」の事ではないかと思われる。ここには「石叟派 崇信寺順易判」となっている。またこの外に、文明6年(1474)の「駿州安倍郡服織(羽鳥)庄久住山洞慶禪院鐘之銘」の写があり、この鐘銘によって、洞慶院は太巖崇梅の開山した寺院であり、鐘は洞慶院開創より20年後に造られたことが判明した。そこで崇梅が洞慶院を開創したのは1455年となり、崇信寺開創よりおよそ50年後と判明したのである。

一宮荘代官武藤氏の菩提寺である香勝寺(周智郡森町草ヶ谷)所蔵の「法灯略記及香勝寺寺歴」<sup>57)</sup>は、崇信寺・香勝寺に關係した住持のことだけを書き留めたものようである。これによれば石叟は、永享元年(1429)41歳で付法、この年崇信寺に住した。これ以前は相堂寺に住庵、崇信寺を兼帶し、長禄元年(1457)に示寂した。

寛永10年の寺院書き上げ帳には、相堂寺は「愛堂寺」となっていて、寺領2石7斗、法地であった。延享度本末牒では、相堂寺は崇信寺の平僧末寺、朱印地2石7斗である。

崇信寺が証拠として示した伝衣によって、石叟が永享元年に付法していたことが分かったのだろう。可睡斎大梁の申渡しの内容からも伺えるように、伝衣を崇信寺伝来の証拠として取り上げていないことから、「愛堂寺」に伝來したものと思われる。

崇信寺世代は、延享度は開山如仲・2世石叟円柱・3世太巖宗梅・4世賢窓・5世助岑となっている。

明和元年(1764)香勝寺住持の書いた「香勝寺伝聞覚書」<sup>58)</sup>は、崇信寺の歴代住持について書かれているので、要点を書き写す。

如仲 明徳3年（1392）、山内氏の帰依によって飯田に住庵し、応永8年（1401）に今の境内に移り、崇信寺と号した。

石叟 永享元年（1429）崇信寺に住し、享徳元年（1452）隠居、長禄元年（1457）に示寂。

太巖 享徳元年（1452）洞慶院を開創して則、崇信寺に移住し、13年住持する。文亀2年（1502）示寂。

賢窓 文明元年（1469）崇信寺に住持、明応9年（1500）に隠居して助岑に付与する。永正4年（1507）示寂。

助岑 明応9年（1500）崇信寺に住し、永正10年（1513）椿翁に付与し、藏雲院に居住、永正17年（1520）示寂。

椿翁 永正10年（1513）崇信寺に住す。享禄2年（1529）白庵に付与し、藏雲院に居住し天文13年（1544）示寂した。

白庵 享禄2年（1529）崇信寺に住す。天文元年（1532）修翁に付与し、隠居して森、隨昌に住、弘治2年（1556）示寂。

修翁 天文元年（1532）崇信寺に住す。弘治元年（1555）全忠に付与し、隨昌に隠居、弘治2年（1556）示寂。

全忠 弘治元年（1555）崇信寺に移住、永禄9年（1566）宗本に付与し、森、隨昌に隠居、元亀元年（1570）示寂した。

宗本 永禄9年（1566）崇信寺に移住。天正11年（1583）扶山に付与し、草谷宗松院に隠居、天正16年（1588）示寂。

『森町史通史編上巻』（平成8年刊）には、全忠のことについて、次のようなことが載っている。

領主土屋伊賀守内「堀内佐次右衛門陣屋諸事手控帳」（天保15年、1844）の中に、「梅林院ノ住持（宣翁全忠和尚）乱国之時、森の旦那ト共に一道駿州江尻へ引き越し、御世治り候て帰国致され候へば当所へは三州より百姓大勢参り在居、そのとき、三河国慈廣寺は梅林院へ居住致され宣翁全忠は隨松寺にて相果云々」とある。

一方、全忠のことについて、香勝寺や崇信寺の記録では、元亀元年（1570）5月29日、隠居先の隨松寺で示寂。隨松寺の記録では

天正10年（1582）5月29日の示寂となっている。

天正5年（1577）7月11日、大須賀五郎左衛門康高は某東堂あてに、知行地の森村（周智郡森町）のうちの1寺を、寺領を添えて新寄進している<sup>59)</sup>。この文書が梅林院に伝わっていること、梅林院は近世三河慈広寺（新城市中字利）の末寺となっていること、そして先の「堀内佐次右衛門」等の記録を合わせ考えると、大須賀康高は、三河慈広寺の東堂を、梅林院の住持に招請したのではないかと思われる。

以上のことから、崇信寺や香勝寺に記録されていることが、必ずしも事実に忠実であったとは考えられないのである。

如仲初開の崇信寺は、如仲が龍沢寺に移ってからは、あるいは石叟、あるいは川僧という具合に、大洞院あるいはそれと同等の住持が護持してきたのではないだろうか。

禪忠は後奈良天皇の綸旨をうけて崇信寺に入寺していることから、当時かなり寺格の高かった寺院だったと思われる。

近世になって新たな本末関係を構築するにあたって、門首となった崇信寺は如仲のあと石叟・太巖の二代を移して、名実ともに石叟派の本寺となったものと思われる。香勝寺は、禪忠が崇信寺に移住したことから、のちに崇信寺の末寺になった。一方、梅林院は喜山派慈広寺の末寺となったため、禪忠の世牌は削られてしまった。

崇信寺や香勝寺は、可睡斎同様、近世本末関係に矛盾が生じないよう、記録を整えたと思われる。

#### （5）喜山派門首竜渓院

慶長16年の大洞院「定」に連署したのは、石雲院門中の林叟院末心岳寺（藤枝市谷稻葉）だった。石雲院（榛原郡榛原町坂口）は、如仲門下喜山の孫崇芝性岱が康正元年（1455）、国人領主勝田氏の外護により開創した寺院といわれる<sup>60)</sup>。寛永10年の寺院末寺書き上げには、石雲院は大洞院末寺首高尾石雲院となっている。

竜渓院（岡崎市桑原町）は、寛永10年の書き上げには大洞院の同門中とあるだけで、他の三河寺院と同列である。天正9年の「龍沢寺再

「建勸化帳」には竜渓院は喜山派となつていて、石雲院は喜山派崇芝派、尾州福厳寺（小牧市大草）は靈岳派となつていて。しかし、慶長17年の宋山から本光寺隠居に宛てた書状には、竜渓院のことを「三河三カ寺の本寺」と書いており、近世初頭、竜渓院は三河の喜山派本寺だった。

万治2年（1659）の書き上げによって、石雲院開山は喜山の孫、崇芝性岱であること、中世末期から崇芝派を称していたことから、喜山の開山所である洞松寺（岡山県小田郡矢掛町）の末寺に確定していたようだ。竜渓院は喜山の孫、盧嶽東都の開山所であったが、それまでの書き上げどおり喜山派として書き上げていたのであろう。そのまま大洞院末寺喜山派門首となっていた。

しかしその後洞松寺から本末関係に異論が出て、竜渓院は洞松寺末と判明した<sup>61)</sup>。そこで竜渓院は、可睡斎にこれまで喜山派門首役をきちんと勤めてきたことを述べて、今までどおり大洞院末寺としてもらうよう訴えている。

延享3年（1746）、可睡斎から、これまでどおり竜渓院が喜山派の門首役を勤められるよう、洞松寺から一札をもらうよう指示された<sup>62)</sup>。この後の天明6年（1786）の本末牒にもそれまでどおり、竜渓院は喜山派の門首となっている。備中洞松寺は大洞院末寺だが、門首にはなっていない。

洞松寺の直末寺として、延享度本末牒には石雲院のほかに、遠江では三倉栄泉寺（周智郡森町三倉）・奥山善住寺（磐田郡水窪町地頭方）・城東郡極楽寺（小笠郡菊川町牛渕）が上げられている。

しかし石雲院以外の3カ寺はいずれも洞松寺の直末寺ではない。これについては元禄6年（1693）、遠州周智郡中部村宥泉寺（磐田郡佐久間町中部）が、本寺善住寺の後住について、可睡斎に差し出した届けの中に書かれている<sup>63)</sup>。その中で、栄泉寺・善住寺・極楽寺はそれぞれ花翁洞岳の弟子が開いた寺院だが、花翁の開山所がどこにもないので、3寺とも花翁を開山に勧請して備中洞松寺を三派の本寺としてきた。外に花翁の道場もなく、霧岩の開山所も知らないので、三派とも

にやむを得ず洞松寺を本寺としてきたという。

ところで、遠江周智郡鶴松村（袋井市山科）鶴松院は、延享度本末牒では堀越海蔵寺の平僧末寺となっている。『遠江四十九薬師』には、鶴松院の開基として霄岩長通・華翁洞岳と二人の名が併記されている。霄岩長通は文明12年（1480）、靈嶽（喜山の法嗣）の法嗣として龍沢寺に輪住している。花翁洞岳は明応5年（1496）に大洞院に輪住している。大洞院住山記には喜山派・大輝派と並記されている。鶴松院はもと喜山派霄岩長通が開創し、その後大輝派花翁洞岳が住したのだろうか。

正眼院（磐田市小島、延享度本末牒では雲林寺末）の宗哲は、鶴松院の全鏡を後住にした<sup>64)</sup>。宗哲は天正10年（1582）、大洞院に輪住している。全鏡は慶長5年（1600）、正眼院から大洞院に輪住しているので、鶴松院は1590年前後には確実に存在していた。近世になって鶴松院が物外派海蔵寺の平僧末寺に組み込まれたため、閑田院のように当初の開山は開基に据えられてしまったのだろうか。

善住寺の訴状から、栄泉寺・善住寺・極楽寺は、鶴松院の開基が霄岩長通、あるいは華翁洞岳であることを承知していたとも読みとれることから、鶴松院はこれら3寺の本寺だった可能性もある。

#### （6）真巌派乾坤院の問題点

逆翁宗順は文明7年（1475）、師の川僧慧濟を請じて尾張に乾坤院（知多郡東浦町）を開山し、自らは2世となった<sup>65)</sup>。寛永10年の末寺帳書き上げには太源派末寺首となっている。

乾坤院については、『可睡斎史料集第二卷』に1650～85年までの訴訟の記録<sup>66)</sup>があるので、それをもとに経過をまとめると次のようになる。

乾坤院は芝岡宗田が示寂した後、永正元年（1504）8月1日から輪住となり、周鼎派天沢院住持珠崇、太素派了禪、亨陰派一介とそれぞれ3年ずつ遷化まで続けられた。それ以後は天沢院・太素派寺院・亨陰派寺院と百年来勤めてきた。慶長5年、天沢院（常滑市山方町）の

番のとき、竜源寺（宝飯郡音羽町大字萩）住持明翁が初めて輪番を勤めた。それ以後、周鼎派に当たったときは、天沢院と竜源寺が代わる代わる勤めてきた。

1607年ころ、「乾坤院山割之掟」が三派門首によって作られ、その内の一寺は金剛寺が判形していた。しかし金剛寺は、当寺の住持が他山に隠居したことによって、他山の一つをもって、1662年ころ、金剛寺から世牌を削ったが、三派三ツ字の威光はつぶれていないと主張している。

乾坤院は1649年、盛易が太素派の遠江寿正寺（磐田郡福田町蛭池）から輪住していたが、尾張僧録の正眼寺に願い出て独住にしてしまった。そこで、真巖忌日の日に竜巣院（袋井市岡崎）は登山して、太素・亨陰の2牌を建ててくれるよう可睡斎松頓に訴えた。松頓は2牌が並べば弟子になる、そのうえ寺も末々になるといって、無分別をいさめ、皆で相談して竜源寺を三派の法兄とした。そして竜巣院と金剛寺から竜源寺を法兄とする旨の添え状をとり、1650年9月、竜源寺の言雪に、盛易へ法の伝授をさせた。しかし竜源寺の言雪は総領派だったので、可睡斎松頓は乾坤院5代に言雪を立て、逆翁派の宗派を直して、乾坤院開山川僧、逆翁、芝岡、周鼎、言雪、盛易とした。

万治元年（1659）7月、盛易は天沢院用頓を後住にして隠居した。そこで乾坤院門中一同は、尾張僧録正眼寺に、法脈違いの独住では本寺が零落すると訴えた。そして法脈異論の落着は本寺太源派可睡斎次第となった。その後乾坤院のことに関して、尾州から、今後尾州より構いなきこと、を可睡斎大誉に申し入れたので、やっと尾州の支配が及ばなくなった。しかし大誉は同年9月示寂してしまった。

その後万治2・3年ころと思われるが、可睡斎寛宅は、乾坤院36カ寺を一同に集めて、彼らに「存知よりの南応長老を後住にし、用頓長老を他山させる。その後で乾坤院を三派に渡すので、それまで当分借寺とする」と言い渡した。しかし、その後すぐ、寛宅は別の寺院の問題で遠島となってしまい、しばらく打つ手もなくそのままであった。

けれども南応和尚も亡くなってしまったので、乾坤院門中は、可睡斎嶺育に訴えると、間違なく乾坤院のことは門中次第であると申し渡された。しかしその嶺育も遷化してしまった。

寛文7年（1668）、乾坤院三派門中の萩村竜源寺・八幡西明寺・丹野養円寺・長山松源院はそれまでのいきさつを寺社奉行に訴え、翌年、輪番が再開された。

しかし延宝5年（1677）には、天沢院と竜源寺の間で、輪番相違から本末争論に発展した。しかし正眼寺から可睡斎への書状には「本末の儀は先年も貴寺より御裁許これありて事済み申す義に候へば」とあって、このころまでに乾坤院の三門首は確定している。

このころから、乾坤院は門首や輪番を巡って争論が絶えないことから、寛文8年に輪番が再開されたとき、三派の門首は竜源寺・西明寺（豊川市八幡町）・東漸寺（宝飯郡小坂井町大字伊奈）と決められていたのだろう。

乾坤院三派の門首がどのような経緯で決められたのかは、これら一連の訴訟文書では不明である。しかし、享保年中（1716～36）、竜溪院門中祥山派の門首争論の証拠として示された次の史料<sup>67)</sup>を見れば、あるいは寛宅の代に、乾坤院にも竜溪院門中と同様の申し渡しがなされていたことは、十分想像できるのである。また、本寺と門首とのあいまいな関係が、後に争論を引き起こし、またそれを長引かせた原因にもなったのだろう。

「三州長泉寺安泰寺出入之事

一長泉寺者祥山和尚開基ニ而、模外和尚之遺状・数通之証文有之、  
本寺長興寺過去帳ニも安泰寺花覚開山と有之上者、祥山派本寺  
長泉寺也

依之於長興寺本寺之請状頂戴、加判等長泉寺可被致者也、  
一安泰寺者花覚開山ニ候得共、本寺之加判致來候間、祥山一派之  
門首ニ相定申候条、祥山ヲ開山と作シ、大沢（竜溪院）ニテ如  
有来本寺之請状頂戴、加判等迄可被致、乍去本寺輪番ハ可為輪

次次第、本末之書出者長泉寺可為書頭者也

扱人遠州

万治弐己亥年九月七日

雲江院

賢周判

扱人遠州

三州五井

全生寺

長泉寺

堯諸判

如之扱ニ而相濟上、自今以後変約有間敷者也

可睡斎

寛宅判」

乾坤院世代は、『曹洞宗全書 大系譜』によれば、開山川僧、2世逆翁、3世芝岡、4世周鼎・太素・亨陰となっている。延享度本末牒では、乾坤院末寺は龍源寺・西明寺・東漸寺の3寺となり、竜巣院は西明寺の末寺、金剛寺は東漸寺の末寺となった。

以上乾坤院に関する本末争論から分かるように、4世の周鼎・太素・亨陰の3人は乾坤院に住持していない。珠崇・了禪・一介が輪番で住持したことから、彼らが住持した寺院を中心にして、後に乾坤院三派と称する教団ができたのである。その三派の本寺は近世初期は竜巣院・金剛寺・天沢院の3寺だったと思われる。

以上を総括すれば、延享度曹洞宗本末牒は、今までみてきたように、中世からの輪住寺院を中心にしてまとめられたものである。どの寺院に、どこの寺院の誰がいつ輪住をしたかによって、本末関係を決定した。しかしあくまでも根本は、寛永10年の書き上げに、大洞院末寺首として載せられている寺院を中心に据えた上で、本末を確定したのである。そして本末関係を明確にするため、門首や派首は本寺の世代に必ず載せた。

いくたびの戦乱のなか、多くの寺院は伽藍法と人法を異にしながら近世まで護持してきたのである。延享度曹洞宗本末牒は、その異なる

ものを伽藍法の枠の中に無理やり押し込めて造り上げたものである。そのため、実際には住持していないのに住持したような形になったり、あるいは逆に住持していたのに世代に載せられないこともあった。また整然とした形に造りあげるため、幹だけが残され、枝葉は摘まれ、その実態も多くは不明になってしまった。

### あとがき

本論文は私（鈴木）の妹、石川紀枝子（磐田市在住）が著したものと、私が検閲し、文意の明瞭でないところなどに修正を求め、論文としてまとめたものである。

本禅研究所では研究員のみが論文等の掲載できる規定となっている。しかしこの論文は学界に一石を投じる内容であると認め、所長中祖一誠先生の特別の許可をいただいて、私の論文として投稿した。なお佐藤悦成先生にも一読願って、投稿に耐えうるかどうかをうかがった。

石川は磐田市史の実務員として関わってきた。そんな中で宗教面、特に禅宗の室町時代より江戸中期にかけての諸書の記述に疑問をもつようになり、独自に諸資料にあたって研究を進めてきていた。一応の原稿を、一度読んでくれと頼まれ、読んだところ、非常に有意義なので、そのままにしてしまうのはもったいないと思い、本紀要に載せてもらうことにした。

江戸期、延享度本末牒で、寺院の存在を確認していくのが常であるが、その確定に至る道のりは長く、幕府の周到な宗教政策を通して実現したものである。その道のりの間には多くの犠牲を強いており、延享度本末牒をもって当然のごとくとして納めてしまうには、余りにも実態を無視してしまうことになる。本論はそこに至る道のりをきめ細かく史料にもとづいて調査し、実態を解明したものといえよう。今後この論文のような形で、日本各地の曹洞宗寺院の時代の流れの々々においてその実態が解明されていくものと思う。

私は故鈴木泰山先生の要請で、「可睡斎文書」の原稿化を進めてき

た。愛知大学を中心に、慶應大学と愛知学院大学の研究者がメンバーとなり、現在5巻まで刊行された。5巻から9巻までが、いわゆる「まだら文書」と通称しているもので、愛知学院大学が担当することになっていた。第5巻（既刊）は鈴木重喜先生、第6巻は鈴木哲雄、第7巻は川口高風先生、第8巻が佐藤悦成先生、第9巻が、吉田道興先生が担当である。しかし、刊行は中断して、先の刊行見込みが立たなくなってしまっている。

私は専門外であるが、可睡斎文書を及ばずながら手伝ってきた。そのため、本論は大層身近かなものに感じている。

掲載に至る経緯を述べて、このような形になっていることに大方の御寛恕を願うものである。

あるいは内容に差し支えを生じるきらいもあるかもしれないけれども、これが恐らく事実であると思われるので、何ら削除するようなことをしなかった。

（平成12年10月9日記）

## 注

### 第1節

- 1) 『静岡県史資料編8 中世四』1699号「可睡斎文書」
- 2) 『曹洞宗全書史傳上』所収。浜北市根堅の龍泉寺はもと雲巖寺といい、泉福寺（大分県東国東郡国東町）無著妙融の第二哲、洞巖玄鑑が明徳4年（1393）に開山した。「龍泉源皎歴志」は開山洞巖と法祖士峯宋山以下の歴代住持について書いたもの。
- 3) 『可睡斎史料集第一巻』「15 雲達書状写」p. 74
- 4) 『可睡斎史料集第一巻』「35 松頓口上書控」p. 85
- 5) 『静岡県史資料編8 中世四』537号「武田家禁制」可睡斎文書
- 6) 『袋井市史通史編』p. 461～466
- 7) 『可睡斎史料集第一巻』「18 雲達訴状」p. 75
- 8) 『掛川誌稿』昭和47年名著出版発行、以下あとがきによる。編者は掛川藩儒者齊田茂先・山本忠英である。校閲は儒者松崎慊堂がした。掛川藩領内の様子を掛川藩主太田備中守資愛（文化2年没）以下数代にわたって継続調査され、天保年間に完成された。これを編纂するにあたって、掛川藩はかく村々を巡って実地調査を行っている。太田氏は代々寺社奉行をしている。

巡回調査にあたって寺院関係では、「寺社朱印・黒印の写し、そのほか古い証文あれば一覧し、その寺社の由緒それぞれ聞きたい。寺々の開山・開基・法名の写し差し出すこと。ただし年号しか分からなければ、開山年号はわかる分まで書き付け出すこと。但し鰐口の年号は元和以前のものは外して持参すること」と、触れを出している。

『掛川誌稿』末尾に載せられている「資料調査巡村記」は、本書編纂にあたり実施に調査した時の手控えと考えられる。本書は資料集としての形をとった調査日誌として、日を追って各村々を巡り、目に触れた資料を全文そのまま収めている。

- 9) 『静岡県史資料編 7 中世三』3479号永源寺文書
- 10) 『静岡県史資料編 7 中世三』3583号臨済寺文書
- 11) 『静岡県史資料編 7 中世三』3203号永源寺文書
- 12) 『静岡県史資料編 8 中世四』1787号「家忠日記」
- 13) 『静岡県史資料編 8 中世四』1952号積雲院文書
- 14) 『静岡県史資料編 7 中世三』3460号「家忠日記増補追加」
- 15) 遠江の国学者、内山真龍が寛政元年（1789）50歳のころより編纂に着手し、寛政11年に完成した。昭和44年歴史図書社発行。
- 16) 『幕藩体制史の研究』藤野保著、吉川弘文館、昭和36年刊、p. 37
- 17) 『可睡斎史料集第五卷』「15～26 文化2年可睡斎配下寺院御朱印目録」
- 18) 『可睡斎史料集第四卷』「72 年次未詳 遠州周智郡飯田村崇信寺書証書上」
- 19) 『可睡斎史料集第一卷』「12 御朱印並添状写」p. 70～72
- 20) 注19)に同じ。
- 21) 『可睡斎史料集第四卷』「6 享保4年 三州設楽郡大洞村泉竜院三派法牒書上」万治2年（1659）の書き上げによる。

靈岩寺（三州賀茂郡梅ヶ坪村）開山克補・2代希声・3代華宗・4代玉岑・5代角翁・6代玉庵・7代義岫・8代華岩・9代聖谷・10代一翁（現住良恵）

丹州福智山本光寺（松平主殿頭殿菩提所）開山希声英音・2代華宗英香・3代海巖舜智・4代角翁高麟・5代快翁存幸・6代義岫恕孫・7代舟山太呑・8代仙麟長膳・9代暉堂宗恵・10代愚溪膳哲（現住正易）

長円寺（三州幡豆郡中嶋村、板倉伊賀守殿一門菩提所）開山仙麟長膳・2代暉堂宋恵・3代愚溪膳哲（万治2年、現住月舟宗胡）

源光寺（三州額田郡深溝村、松平主殿頭殿先祖の廟所）開山希声英音・2代華宗英香・3代海岩舜智・4代角翁高麟・5代快翁存幸・6代義岫恕孫・7代舟山太呑・8代仙麟長膳・9代千岩舜鶴・10代鉄相玄鷲（現住太存）<sup>(ママ)</sup>

- 満光寺（東三州宝飯郡五井郷瓜子村）開山仙麟長膳・2代千巖舜鶴・3代鉄叟玄鷺・4代融山玄祝・5代一溪玄国（現住玄国）
- 22)『幕藩体制史の研究』藤野保著、吉川弘文館、昭和36年刊、p. 350「三河における大名配置の変化」
- 23)注21)に同じ。
- 24)『可睡斎史料集第四卷』「28 天保4年 御紋付挑灯使用の由緒及び合印取調べ一件」西明寺義祐由緒書上、p. 127
- 25)『可睡斎史料集第一卷』「5 御由緒書抜書之下書」p. 35
- 26)『曹洞宗全書 大系譜一』によると、峨山—無外円照（宮崎・鹿児島皇徳寺）—無著妙融（大分泉福寺）—洞巖玄鑑（泉福寺3世）・大通融土（静岡天徳寺）純白融清・無染融了・外  
洞巖玄鑑一直伝玄賢（栄林寺）・玄齊・玄昱・空山・堯室・輪旭・禪顧・玄佐・他の弟子は山形・佐賀・宮崎・宮城県方面に開山。  
『遠江国風土記傳』によると、「龍泉寺は旧名は雲岩寺、曹洞宗無着派の源、開山は峨山の末、肥前国玉林寺派、洞巖玄鑑。枝流19寺。直傳玄賢は二俣（天竜市）栄林寺・義中玄勝は三河八名郡庭野村（新城市庭野）龍岳院・空山洞は朝長（袋井市友長）積雲院・揚天輪旭は高苑（浜北市高園）覚（学）園寺・堯室舜天は小野（浜北市尾野）大宝寺・助真玄佐は貴平（浜松市貴平町）吉祥寺・回叟禪顧は三河国設楽郡月村（北設楽郡東栄町）清平寺・保庵は渡箇島（天竜市渡ヶ島）保壽寺・才甫天良は向笠（磐田市向笠）新豊院を開く。その余は末流なり」とある。
- 27)『静岡県史資料編7 中世三』830号「諸宗勅号記」法覚仏慧禪師、諱慧濟字了庵、特賜遠州洞竜山雲巖寺とある。「日本洞上聯灯録」や可睡斎歴代年譜では川僧慧濟が賜ったことになっているが、誤りである。
- 28)『可睡斎史料集第二卷』「2 明暦3年 遠州豊田郡尾（小）野村大宝寺と柴本村竜泉寺と旦那争論一件」
- 29)『豊橋市史第一卷』（昭和48年刊）によると、満光寺は大永5年（1525）、機安明全の開山と伝える。当寺所蔵の古鐘の銘に「三河国宝飯郡下五井村瓜郷通月山満光寺小鐘一頭 于時大永五年乙酉九月明全叟記之」とある。天文8年（1539）の大津波により堂宇が流失して、その後の記録はわからない。慶長3年（1598）額田郡深溝本光寺8世であった仙麟長善<sup>（ママ）</sup>が入山し、荒廃した当寺を再興したと伝えられる。以来中興開山と仰がれるようになった。往時は塔頭六カ院を数えた。  
「龍泉源皎歴志」には次のようになっている。「宇利子満光牌曰。勅特賜大聖智鑑禪師機安明全大和尚禪師。次云。前永平當寺二世天觀遵諦大和尚。次云。前總持當寺三世鐵叟玄鷺大和尚禪師。亦云。前永平當寺中興開山仙麟長膳大和尚禪師。前總持當寺二世千巖舜鶴禪師」

『豊橋市史第一巻』に、天文8年の大津波によってその後の記録が不明とあるが、鐘銘に刻まれた年月を開山としていることから、天文8年以前の記録が不明となってしまったと思われる。天正9年の満光寺住持は、遵諦が勤めている。

- 30) 『可睡斎史料集第三巻』「110 延享2・3年 三州加茂郡梁山村妙昌寺と渥美郡老津村伝法村と本末争論一件」
- 31) 『可睡斎史料集第二巻』「46 貞享2・3年 駿州志太郡大草村天徳寺世牌・法脈立て替え一件」
- 32) 『可睡斎史料集第一巻』「14 徳川秀忠曹洞宗法度黒印状」
- 33) 『可睡斎史料集第一巻』「18 雲達訴状」
- 34) 『静岡県史資料編8 中世四』75号 徳川家康判物写「遠州犬居秋葉寺之事」春野町領家高木文書
- 35) 『可睡斎史料集第一巻』「19 幕府老中他連署奉書」
- 36) 『江戸幕府寺院本末帳集成 上』寺院本末帳研究会編 雄山閣出版、「内閣所蔵文庫所蔵 諸宗末寺帳」には、寛永10年の曹洞宗のものとしては、太源派可睡斎の書き上げた3冊の外に、「曹洞宗通幻派本末記上」・「曹洞宗通幻派本末記下」・「竜穩寺本末帳」・「相州宝泉寺帳」・「武州竜淵寺帳」の5冊がある。
- 37) 徳願寺（静岡市向敷地）は文明8年（カ）、慈眼寺（越前）門中の興国和尚が開山。2世越渓に譲り、興国は桃源院（沼津市）を隠居所とした（『可睡斎史料集第二巻』p. 162）。越前朝倉氏は文明13年以前に、同じく慈眼寺門中の心月寺を開山している。慈眼寺は通幻開山の丹羽永沢寺（檀越細川氏）の末寺であり、当時すでに輪住寺院だった。応仁・文明の乱以後、細川・朝倉・今川氏は、越前・尾張・遠江の守護斯波氏とその守護代甲斐氏に対して、守護職等を巡って、それぞれ共通の利害関係にあった。文明8年、今川義忠が急逝すると、北側殿（義忠夫人）の弟（又は兄）の北条早雲は、京に上り、幕府申次衆を勤めている。永沢寺、慈眼寺、徳願寺、心月寺、桃源院を通じて、北側殿と北条早雲は連絡を取り合っていたのではないだろうか。明応6年、越渓は、朝倉孝景（敏景）の室の要請で、永昌寺の住職になった（『越前朝倉氏と心月寺』松原信之著、昭和48年刊）。北条早雲は興国寺（沼津市）城主となった。
- 38) 以下、『掛川誌稿』による。延宝8年（1680）8月、乗安寺は総寧寺より訴訟があって、それまでの掛川真如寺の末寺から、再び総寧寺末寺になった。宝永2年（1705）正月、州教和尚は、北原川上嶽寺少僧和尚から「乗安寺殿法語」という一冊を見せてもらった。そこには「乗安寺殿前備州大守松月英長大禪定門（朝比奈泰能）神祇逝去、弘治三年（1557）丁巳八月晦日、荼毘九月初五日午時也、荼毘儀式、如喬山公（今川氏親）葬送、諸

佛事 諸役者、布施五貫文宛、頓漸經書衆僧四十二人也、(下略)」とあった。

此時の住職は州翁原折和尚で、開山宗越より3世だった。掛川の乗安寺は、龍穩寺記録からみると越翁の時廃したようだが、弘治3年、州翁が乗安寺の住持だったから、越翁のとき浪人して関東へ下り、流浪して関宿に一寺を建て、乗安寺を号す理はない。恐らくは伝説の誤りにて、永祿12年、掛川一変のとき、州翁始めて関東に下り、流浪して関宿に一寺を建てしゆえ乗安寺と号したのだろう。されば代数を計るにも、州翁を5世とせしは、近江総寧寺6世桂堂を掛川乗安寺第1世とするためだろう。

『国史大辞典』によれば、総寧寺は10世の州翁のとき、常陸国笠間玄勝院に退隠し、11世義翁のとき北条氏政の外護によって、天正3年、下総関宿に乗安寺を再興した。

- 39) 『研究紀要第十二号』曹洞宗宗務序、昭和55年8月発行、廣瀬良弘「源翁派の永平寺・総持寺出世問題と関東寺院の動向」p. 214に、「(書状3) は龍穩寺・乗安寺の許可がなければ関東中の僧侶は動かない事を述べている」とある。この書状は永祿3年のもので、この時の住持は州翁である。
- 40) 『静岡県史資料編8 中世四』1152号「竜雲寺某書状案」竜雲寺文書
- 41) 『静岡県史資料編8 中世四』1759号「最乗寺永高等連署状」法泉寺文書
- 42) 『可睡斎史料集第一巻』慶安2年2月「35 松頓口上書控」、慶安2年11月19日「41 松頓口上書」
- 43) 『可睡斎史料集第二巻』「17 延宝・享保年中 遠州豊田郡小立野村林昌寺後住につき、開基旦那と本寺城東郡横須賀窓泉寺と争論一件 その一」p. 92
- 44) 『静岡県史料輯第四巻遠州古文書』慶雲寺文書（掛川市伊達方）
- 45) 注42)に同じ、「41 松頓口上書」
- 46) 『可睡斎史料集第三巻』「75 元祿13年駿州富士郡原田村永明寺長円と伝 法村保寿寺鋪運と兼帶・互格争論一件 その一」p. 30
- 47) 『可睡斎史料集第一巻』「47 幕府老中連署奉書」
- 48) 注33)に同じ、「18 雲達訴状」
- 49) 『可睡斎史料集第一巻』「60 徳川家綱朱印状」
- 50) 『可睡斎史料集第二巻』「17 豊田郡小立野村林昌寺後住につき訴訟」、「21 豊田郡小島村正眼院後住につき訴訟」、「43 山名郡西貝塚村福王寺後住につき離檀訴訟」等  
　　旦方由緒のある寺院として、『可睡斎史料集第二巻』「55 元祿2年 三<sup>(寄)</sup>州刈谷楞嚴寺後住につき、同寺旦那・末寺と本寺遠州浜松普済寺と争論一件」がある。
- 51) 『可睡斎史料集第二巻』「17 延宝・享保年中 遠州豊田郡小立野村林昌院後住につき、開基旦那と本寺城東郡横須賀窓泉寺と争論一件 その一」

NO. 9 延宝 2 年可睡斎松天申渡状

- 52) 『可睡斎史料集第二卷』「41 天和 3 年 遠州豊田郡赤池村旦那につき、森本村福王寺と山名郡西貝塚村福王寺と争論一件」
- 53) 『磐田市史 史料編 2 近世』平成 3 年刊、404 「承応三年 遠州道下之内赤池村切支丹改帳」福王寺文書（磐田市）
- 54) 『可睡斎史料集第二卷』「43 貞享 2 年山名郡西貝塚村福王寺後住につき、離旦訴訟一件」
- 55) 『日本佛教史』梓出版社、1981 年刊、「檀家制度とその構造」p. 149～
- 56) 『可睡斎史料集第一卷』「80 関三箇寺副状写」
- 57) 『可睡斎史料集第五卷』「2 寛保・延享年中可睡斎廻状留書」p. 47～51
- 58) 『可睡斎史料集第三卷』「110 延享 2・3 年 三州加茂郡梁山村妙昌寺と渥美郡老津村伝法寺と本末争論一件」、「111 寛保・延享年中 三州額田郡桑原村竜溪院門中、大洞院派下申立一件 その二」
- 59) 『可睡斎史料集第五卷』「2 寛保・延享年中可睡斎廻状留書」p. 52

第 2 節

- 1) 『曹洞宗全書 語録一』「川僧禪師語録卷之上」p. 293 「如仲祖師」
- 2) 『曹洞宗全書 大系譜』p. 1024～「付録 大本山總持寺住持歴代」以下 の住持についてもこれと同じ。
- 3) 『静岡県史資料編 6 中世二』1893 号「最勝光院方評定引付」東寺百合文書る
- 4) 『掛川市史上巻』平成 9 年刊、「原氏の没落」p. 546
- 5) 『遠州の古寺』神谷昌志著、静岡郷土出版社、平成元年刊
- 6) 『可睡斎史料集第三卷』「96 寛文・寛延年中 下総葛飾郡小金領中金杉村広徳寺本末関係文書 その一」p. 203
- 7) 『静岡県史資料編 7 中世三』2218 号「原頼郷寄進状」春林院文書
- 8) 『静岡県史資料編 6 中世二』1788 号「駿河守護今川範政書下写」水月明鑑所収、加々爪氏家蔵文書、内閣所蔵文書
- 9) 『袋井市史通史編』「加々爪氏」p. 435
- 10) 『磐田市史史料編 1 考古・古代・中世』385 号足利義政將軍家御教書、386 号「宗長手記」
- 11) 『掛川市史上巻』p. 522～。「円通松堂禪師語録卷之一」示衆之類 p. 392 外
- 12) 『磐田市史史料編 1 考古・古代・中世』431 号「足利義植御内書写」永正 5 年（1508）7 月 13 日、遠江守護補任される。
- 13) 『可睡斎史料集第二卷』「50 貞享 5・元禄 2 年 遠州城東郡朝夷奈村閑田院と本寺市野村宗安寺と法脈争論一件」p. 250
- 14) 『千葉県の地名』角川地名辞典「中金杉村」「小金」の項

- 15) 『幕藩体制史の研究』藤野保著、吉川弘文館、昭和36年刊、p. 124、第9表関東新領国における徳川家臣団の配置
- 16) 「円通松堂禅師語録卷之一」 p. 411
- 17) 「円通松堂禅師語録卷之二」 p. 420、「同卷之四」 p. 473
- 18) 「円通松堂禅師語録卷之一」 p. 418
- 19) 「円通松堂禅師語録卷之三」 p. 445、このとき住持は慧毓公、「同卷之四」 p. 493、このときは長福禅寺住持比丘高盛とある。
- 20) 「円通松堂禅師語録卷之三」 p. 462 「呈金吾大夫」
- 21) 「円通松堂禅師語録卷之三」 p. 463
- 22) 注19) に同じ。
- 23) 「円通松堂禅師語録卷之一」 p. 397、老僧閑田庵に安居、文亀4年（1504）の口号13首あり。
- 24) 「円通松堂禅師語録卷之三」 p. 471、円通院鐘銘
- 25) 「円通松堂禅師語録卷之三」 p. 458、悲嘆十首
- 26) 『静岡県史資料編7 中世三』2808号、最福寺文書
- 27) 『可睡斎史料集第二巻』「24 延宝・天和年中 遠州佐野郡原ノ谷本郷村長福寺と幡鎌村最福寺と本末争論一件」 p. 133
- 28) 注27) に同じ。p. 132～134、p. 140
- 29) 「35 延宝・天和年中 遠州佐野郡原ノ谷本郷村長福寺と幡鎌村最福寺と本末争論一件」 p. 171
- 30) 注13) に同じ。『遠州の古寺』「想慈院」神谷昌志著、静岡郷土出版社、平成元年刊
- 31) 『静岡県史資料編6 中世二』2590号「小補東遊続集」
- 32) 『豊岡村史通史編』平成7年刊、p. 212～、足利義満と永安寺、同、p. 270～、今川氏と永安寺
- 33) 『日本禪宗史』竹貫元勝著、大蔵出版、1989年刊、p. 162
- 34) 『静岡県史料第四輯 遠州古文書』応永8年（1401）8月11日、遠江目代盛高奉書、「遠江国棚草郷内雲輪寺々領之事」平田寺文書No. 19。『静岡県史資料編8 中世四』「付録1」日枝神社（山梨県）所蔵、「大般若波羅蜜多經」300巻奥書に、明応2年（1493）卯月日遠州於棚草雲輪寺とある。
- 35) 『可睡斎史料集第二巻』「21 延宝3年 遠州豊田郡小島村正眼院後住につき、同寺旦那と本寺周智郡中田村雲林寺と争論一件」 p. 121
- 36) 『森町史資料編二古代・中世』137号、明室覚証置文、雲林寺文書
- 37) 『角川日本地名大辞典 静岡県』「谷河郷」「谷川村」
- 38) 『森町史資料編二古代・中世』171号「棟札写」雲林寺文書
- 39) 『森町史資料編三近世』10号「当寺山神思案法印縁起」雲林寺文書
- 40) 『森町史資料編三近世』456号「奉願神位之事」雲林寺文書

- 41)『可睡斎史料集第五卷』「解題」の表によれば、寛文年間から文化年代にかけて本末争論があったようである。
- 42)『曹洞教団の形成とその発展』p. 61、中嶋仁道著、曹洞宗大本山總持寺出版部、昭和61年刊
- 43)『磐田市史史料編1考古・古代・中世』中世別編「難太平記」今川了俊著、p. 1017
- 44)『磐田市史史料編1考古・古代・中世』270号、古文書九集、大日本資料第七編之二
- 45)『禅宗地方展開史の研究』広瀬良弘著、吉川弘文館、昭和63年刊、「遠江大洞院の成立とその檀越」p. 258
- 46)『磐田市史史料編1考古・古代・中世』295号「今川記」、371号「今川記」
- 47)『磐田市史史料編1考古・古代・中世』495号「武徳編年集成卷五」、496号「今川記」
- 48)『磐田市史史料編1考古・古代・中世』511号、徳川家康判物写「久野一門同心本知行之事」譜牒余録前編卷第二
- 49)『袋井市史史料編一古代・中世』5号「木原権現由来記」当社造営之由來、p. 316、木原理雄氏所蔵
- 50)『森町史資料編二古代・中世』291号「大洞院鐘 遠江」天正12年7月7日（『曹洞宗全書』）
- 51)『禅宗地方展開史の研究』広瀬良弘著、吉川弘文館、昭和63年刊、「三大洞院鐘銘中の檀越沙弥玄本について」
- 52)『曹洞宗全書語録一』「川僧禪師語録卷之上」p. 288
- 53)『森町史資料編二古代・中世』190号、山内通泰判物、崇信寺文書
- 54)『静岡県史資料7中世三』2306号、後奈良天皇綸旨案、勸修寺家文書
- 55)『森町史資料編二古代・中世』202号、今川氏真判物「遠州飯田庄之内総真寺（ママ）之事」崇信寺文書
- 56)『可睡斎史料集第四卷』「1 延享3年 遠州周智郡飯田村崇信寺と駿州安倍郡羽鳥村洞慶院と本末争論一件」
- 57)『森町史資料編三近世』9号「法灯略記及香勝寺寺歴」香勝寺所蔵
- 58)『森町史資料編三近世』427号、明和元年（1764）「遠州周智郡草谷村香勝寺開建以来伝聞覚書」香勝寺文書
- 59)『森町史資料編二古代・中世』271号、「大須賀康高判物」梅林院文書
- 60)『角川日本地名大辞典 静岡県』「高尾」
- 61)『可睡斎史料集第三卷』「111 寛保・延享年中 三州額田郡桑原村竜溪院門中、大洞院派下申立一件 その二」p. 307
- 62)注61)と同じ。p. 305
- 63)『可睡斎史料集第二卷』「65 元禄6年 遠州周智郡奥山村善住寺讚（三）

貴長老死去につき後住一件」 p. 355

64) 『可睡斎史料集第二卷』「21 延宝3年 遠州豊田郡小島村正眼院後住につき、同寺旦那と本末周智郡中田村雲林寺と争論一件」 p. 121, 124

65) 『可睡斎史料集第二卷』「1 慶安・延宝年中 尾州知多郡緒川村乾坤院輪住争論一件」 p. 18

66) 注65)と同じ。

67) 『可睡斎史料集第三卷』「90 享保年中 三州宝飯郡蒲形村天桂院・五井村長泉寺・幡豆郡開戸村安泰寺、祥山派門首争論一件 その二」 12 某写届、p. 161